

下水道事業経営戦略

計画期間[2021年～2030年]

下水道事業
浄化槽事業

令和3年3月

埼玉県比企郡嵐山町

目次

1. 下水道事業経営戦略の策定にあたって	1
1.1. 策定の目的.....	1
1.2. 経営戦略の位置づけ	2
1.3. 嵐山町の概況.....	2
2. 事業の概要	3
2.1. 下水道事業.....	3
2.1.1. 事業計画.....	3
2.1.2. 整備状況.....	5
2.1.3. 施設概要.....	7
2.2. 浄化槽事業.....	8
2.2.1. 事業計画.....	8
2.2.2. 整備状況.....	10
3. 事業の現状と課題.....	12
3.1. 下水道事業.....	12
3.1.1. 経営指標による現状把握.....	12
3.1.2. 管理体制（人）	17
3.1.3. 施設の管理（モノ）	18
3.1.4. 事業経営（カネ）	21
3.1.5. 将来の事業環境.....	23
3.1.6. 課題まとめ	25
3.2. 浄化槽事業.....	26
3.2.1. 経営指標による現状把握.....	26
3.2.2. 管理体制（人）	30
3.2.3. 設備の管理（モノ）	30
3.2.4. 事業経営（カネ）	31
3.2.5. 将来の事業環境.....	33
3.2.6. 課題まとめ	35
4. 基本方針.....	36
4.1. 基本理念と基本目標	36
4.2. 基本方針と施策	36
4.2.1. 下水道事業	36
4.2.2. 浄化槽事業	37
5. 目標実現に向けた取り組み	38
5.1. 下水道事業.....	38
5.1.1. 投資に関する取組	38
5.1.2. 財源に関する取組	38
5.1.3. 投資以外の経費に関する取組.....	38
5.2. 浄化槽事業.....	40
5.2.1. 投資に関する取組	40
5.2.2. 財源に関する取組	40
5.2.3. 投資以外の経費に関する取組.....	40
6. 事業計画と財政の見通し	41

6.1. 下水道事業.....	41
6.1.1. 財政シミュレーションの条件.....	41
6.1.2. 財政シミュレーションの結果.....	43
6.2. 浄化槽事業.....	47
6.2.1. 財政シミュレーションの条件.....	47
6.2.2. 財政シミュレーションの結果（ケース1 料金据え置き）	49
6.2.3. 財政シミュレーションの結果（ケース2 料金改定）	53
7. フォローアップ体制	57
7.1. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	57
7.2. 進捗管理と見直し.....	58

1. 下水道事業経営戦略の策定にあたって

1.1. 策定の目的

嵐山町は、豊かな自然環境を保全し、また快適な生活環境を実現するために、平成元年から流域関連公共下水道事業に着手し、これまで鋭意その整備を進めてきた。また、浄化槽事業については、平成 24 年度より全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、河川等公共用水域の水質向上のため、市野川流域関連公共下水道計画区域を除いた全域において町管理型の合併処理浄化槽を整備してきた。

しかし近年は、人口減少にともなう収入減や施設の老朽化等、下水道事業及び浄化槽事業を取り巻く環境は厳しさを増しつつある。

下水道事業及び浄化槽事業は、社会生活や自然環境の保全に欠かせない基本的なインフラであり、将来にわたり安定的にそのサービスを提供していくことが重要である。これを可能とするためには、自らの経営・資産等を正確に把握した上で、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で、計画的に事業を運営していくことが求められる。

このため、国では、下水道事業に対し「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 18 号総務大臣通知）により公営企業会計の適用を要請するとともに、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。

これを受け、本町の流域関連公共下水道事業及び町管理型浄化槽整備推進事業においても、令和 2 年度から公営企業会計に移行した。

本経営戦略は、将来にわたってその事業を継続させるため、現況の把握、課題の抽出、将来見通しとそれに対する対策を取りまとめるとともに、これに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化を図るものである。

1.2. 経営戦略の位置づけ

本計画は、「第6次嵐山町総合振興計画」に掲げた下水道に関する施策を推進するための個別の計画として位置付けられる。なお、本経営戦略を策定するにあたり、将来の施設整備や維持管理の基本的方針については「嵐山町生活排水処理施設整備構想」及び「下水道ストックマネジメント計画（令和2年度策定）」と整合を図っている。

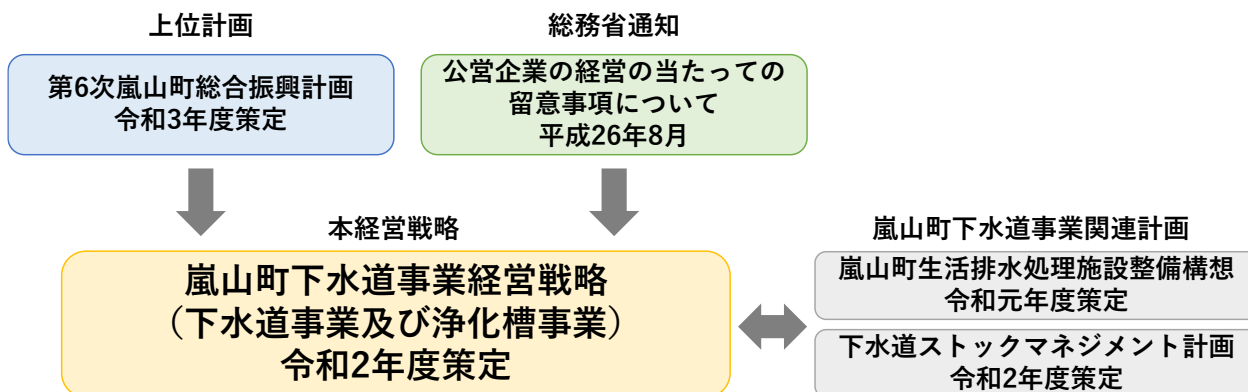


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3. 嵐山町の概況

嵐山町は、埼玉県ほぼ中央に位置し、行政区域内人口 17,833 人（令和元年度末時点）を有している。

町の中心に秩父山地と関東平野の境にあたる比企丘陵があり、その地形は山地、谷地、平地と変化に富んでおり、多種多様な生物を育む豊かな自然を有している。特に町のシンボルであり国蝶にも指定されている「オオムラサキ」はその生息環境が限られているが、嵐山町はオオムラサキの貴重な生息地として有名である。

道路は国道 254 号線・関越自動車道が、鉄道は東武東上線が町の東西を走り、東京及び近隣市町村を結んでいる。

また、戦国時代には、戦国期城郭の最高傑作の一つといわれる国指定史跡、杉山城が築かれるなど豊かな歴史に満ちている。

2. 事業の概要

2.1. 下水道事業

2.1.1. 事業計画

本町の下水道は、市野川流域下水道の流域関連公共下水道として、平成元年から事業に着手し、整備の進捗に努めてきた。事業開始当初の全体計画は、計画区域を市街化区域 218.0ha 及び調整区域 207.0ha の合計 425.0ha としていたが、その後数回にわたって計画の変更を行い、令和元年度末時点では、市街化区域 340.2ha、調整区域 82.4ha の合計 422.6ha を計画処理面積としている。

また、事業計画については事業の進捗状況及び上位計画である市野川流域下水道計画との整合を図り、計画の見直しを行っており、令和元年度末時点では、市街化区域 293.3ha、調整区域 50.3ha の合計 343.6ha を計画区域としている。なお、最新の事業計画は令和 2 年度末に策定し、花見台工業団地 6.5ha を追加する予定である。

市野川流域関連公共下水道事業の全体計画及び事業計画の概要を表 2-1 に、下水道計画区域を図 2-1 に示す。

表 2-1 市野川流域関連公共下水道事業の概要

項目	全体計画	事業計画
計画目標年次	令和6年度	令和2年度
計画処理面積(ha)	422.6	343.6
計画処理人口(人)	11,800	11,440
汚水量原単位 (L/人・日)	日平均	360
	日最大	450
	時間最大	645
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	6,200
	日最大	7,300
	時間最大	11,600

(出典)嵐山町公共下水道全体計画(平成 30 年度)
嵐山町公共下水道事業計画(平成 27 年度)

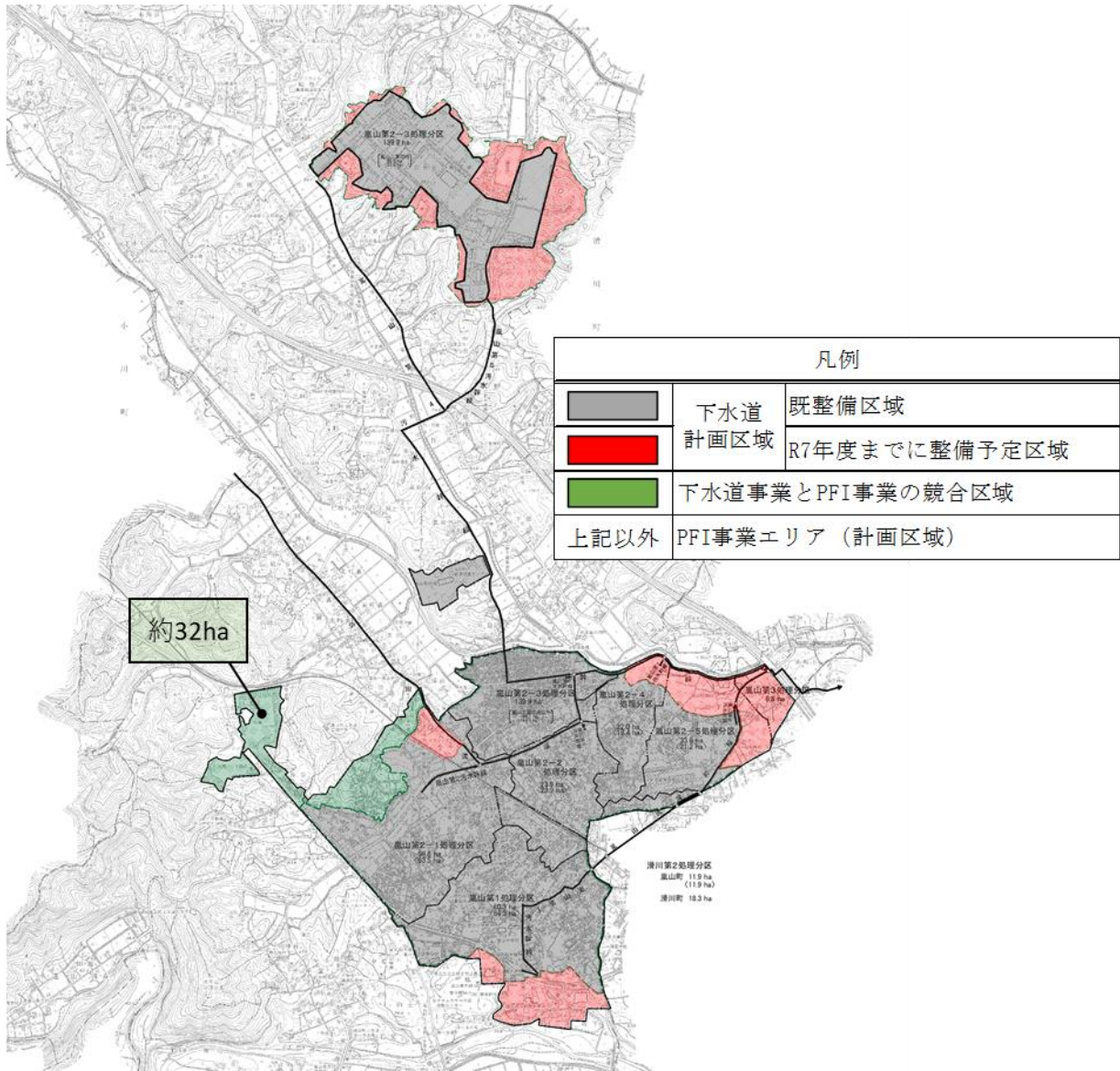


図 2-1 市野川流域関連公共下水道事業の計画図

(出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想 (令和 2 年 3 月)

2.1.2. 整備状況

本町では流域関連公共下水道事業として管路施設の整備を進めてきた。令和元年度末時点で、処理区域面積 304ha、処理区域内人口 12,029 人、水洗化人口 10,707 人となっている。本町の下水道整備状況を表 2-2 に示す。

表 2-2 市野川流域関連公共下水道事業の整備状況

項目		整備状況 (令和元年度末時点)
全体計画面積(ha)	(A)	423
事業計画面積(ha)	(B)	344
処理区域面積(ha)	(C)	304
整備率(%)	(C)/(A)	71.9%
行政区域内人口(人)	(D)	17,833
全体計画人口(人)	(E)	11,800
処理区域内人口(人)	(F)	12,029
水洗化人口(人)	(G)	10,707
普及率(%)	(F)/(D)	67.5%
水洗化率(%)	(G)/(F)	89.0%

(出典) 決算状況調査

1) 整備率

処理区域面積は令和元年度末時点で 304ha であり、全体計画面積に対する整備率は 10 年間で 68.7%から 71.9%に上昇している。それに伴い普及率は 61.5%から 67.5%に上昇している。

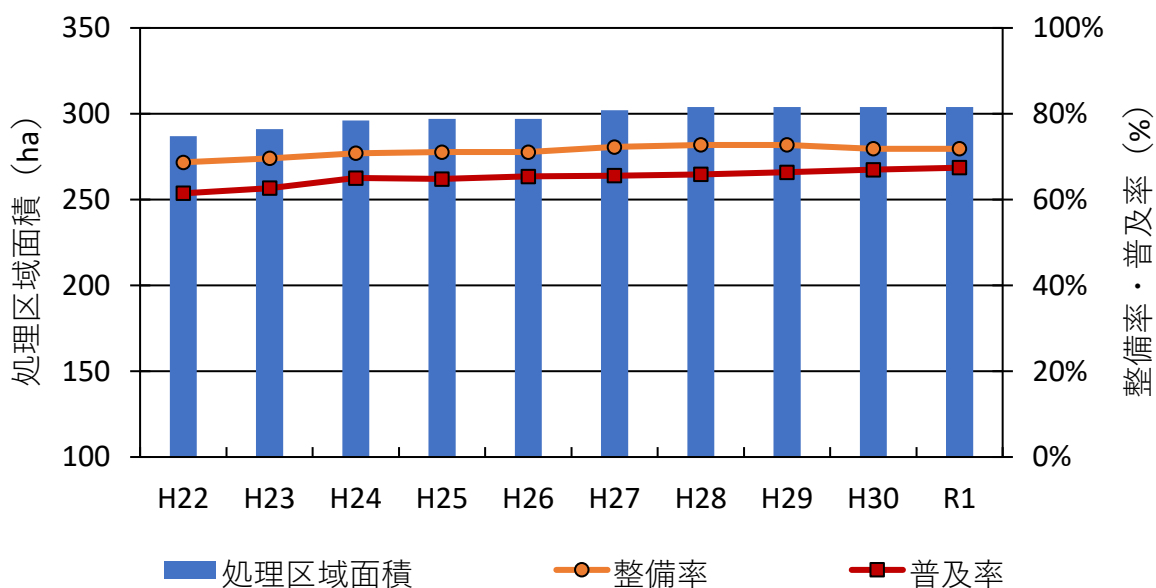


図 2-2 処理区域面積、整備率及び普及率の推移

(出典) 決算状況調査

2) 水洗化率

水洗化人口は令和元年度末時点で 10,707 人であり、整備に伴い増加傾向で推移している。水洗化率は 10 年間で 77.4%から 89.0%に上昇している。

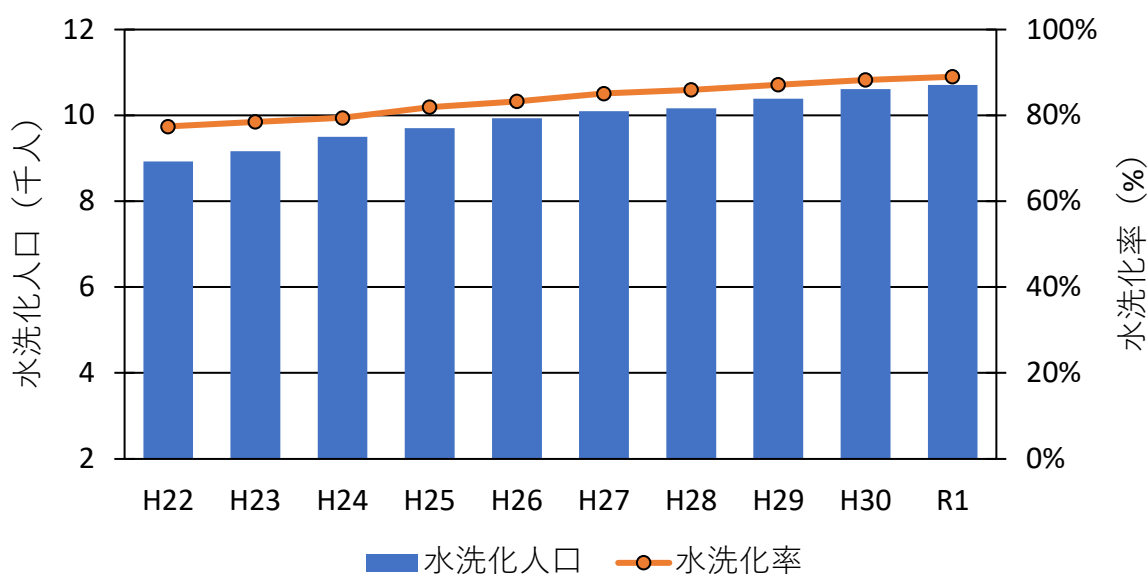


図 2-3 水洗化人口及び水洗化率の推移

(出典) 決算状況調査

3) 有収率

有収水量は令和元年度末時点で 1,547 千 m^3 であり、整備に伴い増加傾向で推移している。有収率は概ね 90%前後で推移している。

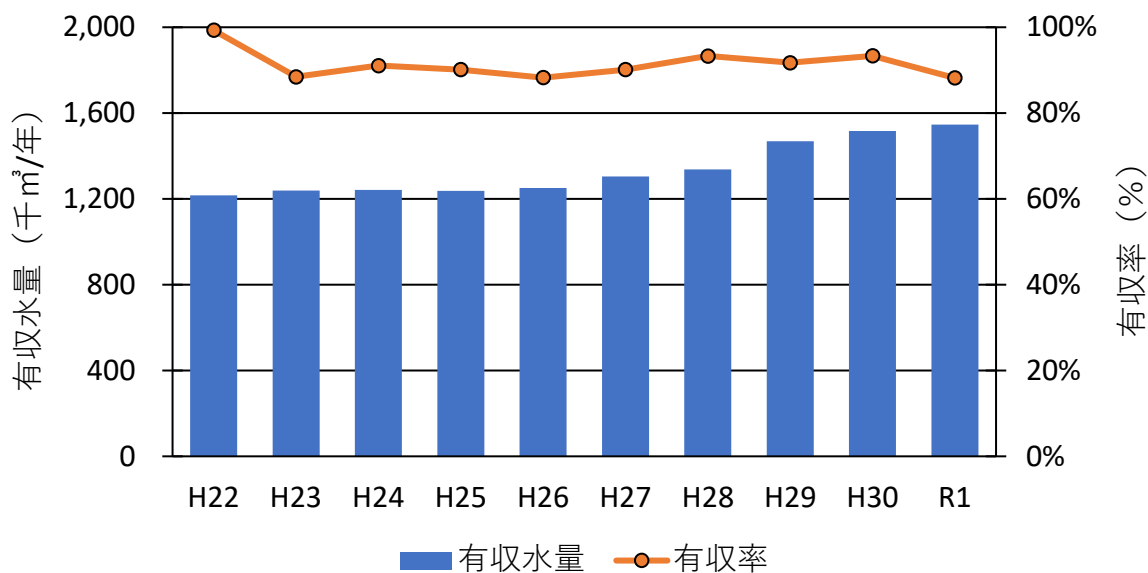


図 2-4 有収水量及び有収率の推移

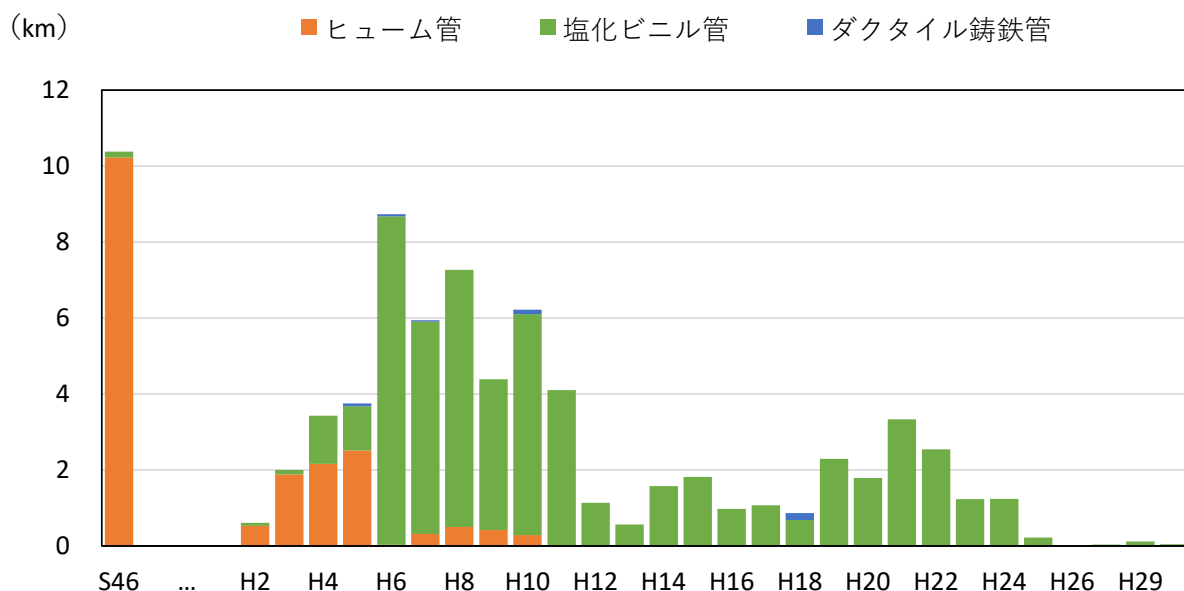
(出典) 決算状況調査

2.1.3. 施設概要

1) 管渠

管渠の総延長は令和元年度末時点で約 78 km であり、うち 75% を塩化ビニル管、24% をヒューム管、1% をダクティル鑄鉄管が占めている。

また、昭和 46 年度に布設された管渠は間もなく耐用年数の 50 年を迎える。



※S46 に布設された管渠は志賀地区地産団地の開発工事として施工され、その後町に移管された管渠。

図 2-5 管種別布設年度別管渠延長

(出典) 下水道ストックマネジメント計画 (令和 2 年度策定)

2) マンホールポンプ

本町の汚水は、すべて市野川流域下水道により処理されているため、町が管理する終末処理場はない。本町が所有するポンプ施設はマンホールポンプ 7 箇所のみである。

表 2-3 マンホールポンプの概要

マンホールポンプ	設置年
花見台No.1	平成6年
花見台No.2	平成6年
花見台No.3	平成6年
花見台No.4	平成6年
花見台No.5	平成18年
菅谷No.1	平成6年
菅谷No.2	平成6年

(出典) 下水道ストックマネジメント計画 (令和 2 年度策定)

2.2. 浄化槽事業

2.2.1. 事業計画

浄化槽事業（PFI方式町管理型：以降「町管理型」とする）は、平成24年度から事業を開始した。

本事業は、単独処理浄化槽や汲み取りからの転換及び新設の合併処理浄化槽が対象となっており、図2-6に示すように下水道計画区域外（主に人口密度が低い市街化調整区域等）のエリアを浄化槽事業の計画区域としている。

浄化槽事業の概要を表2-4に示す。

表 2-4 浄化槽事業（町管理型）概要

項目	事業計画
計画目標年次	令和7年度
計画処理面積(ha)	2,602
計画浄化槽設置基数（基）	1,000
計画浄化槽寄附基数（基）	850

（出典）嵐山町生活排水処理施設整備構想（令和2年3月）

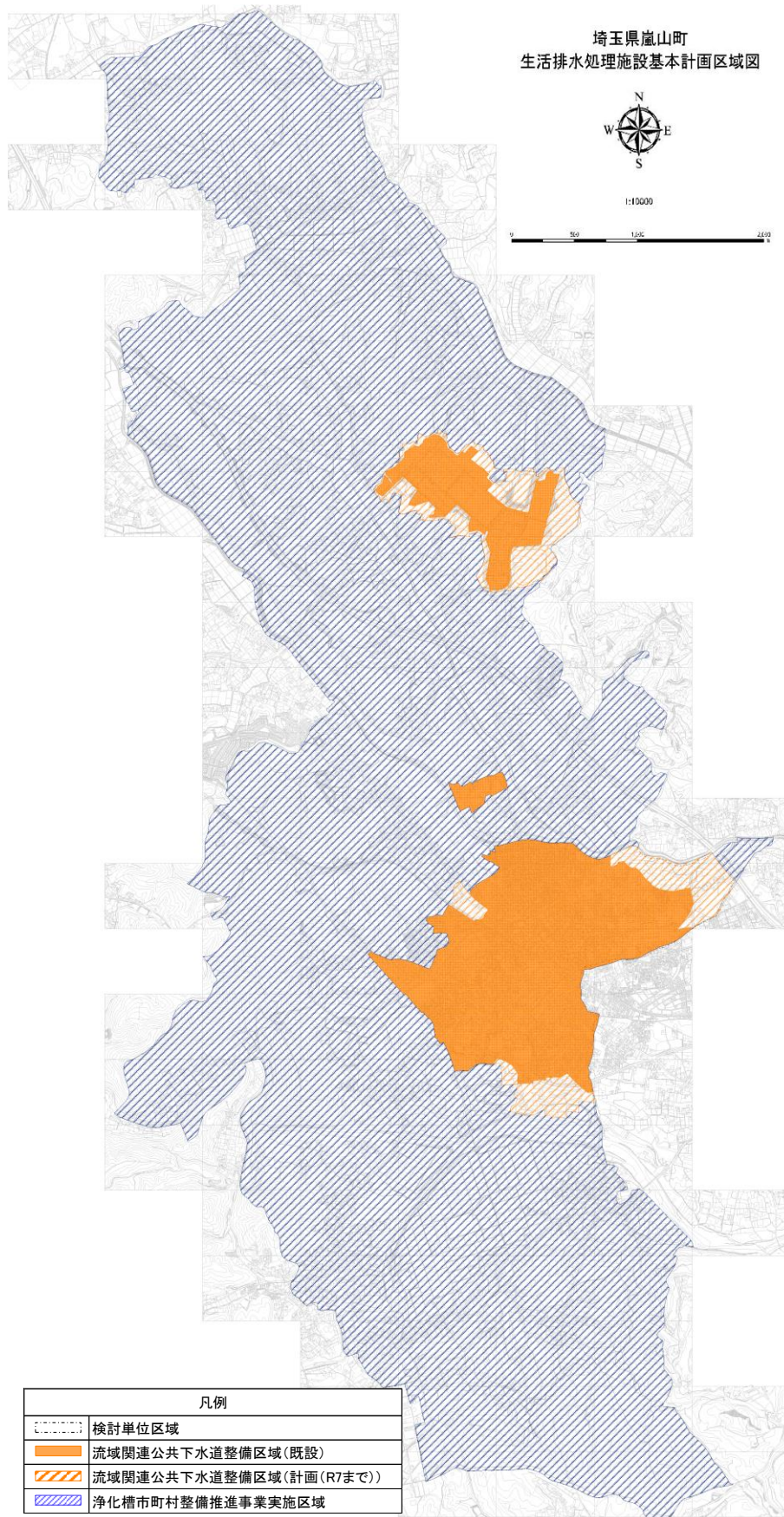


図 2-6 浄化槽整備区域

(出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想 (令和2年3月)

2.2.2. 整備状況

本町の町管理型合併処理浄化槽整備状況を表 2-5 に示す。町管理型合併処理浄化槽設置基数は、第 I 期の目標である設置 500 基、寄附 200 基を達成している。

表 2-5 町管理型合併処理浄化槽の整備状況

項目	整備状況 (令和元年度末時点)
処理区域内人口(人)	1,843
総設置基数(基)	771
うち設置(基)	501
うち寄附(基)	270

(出典) 汚水処理人口普及状況調査 (町管理型合併処理浄化槽のみ集計)

1) 普及状況

町管理型合併処理浄化槽は「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき整備を進めており、令和元年度末時点の町管理型合併処理浄化槽の普及率は 10.3% である。

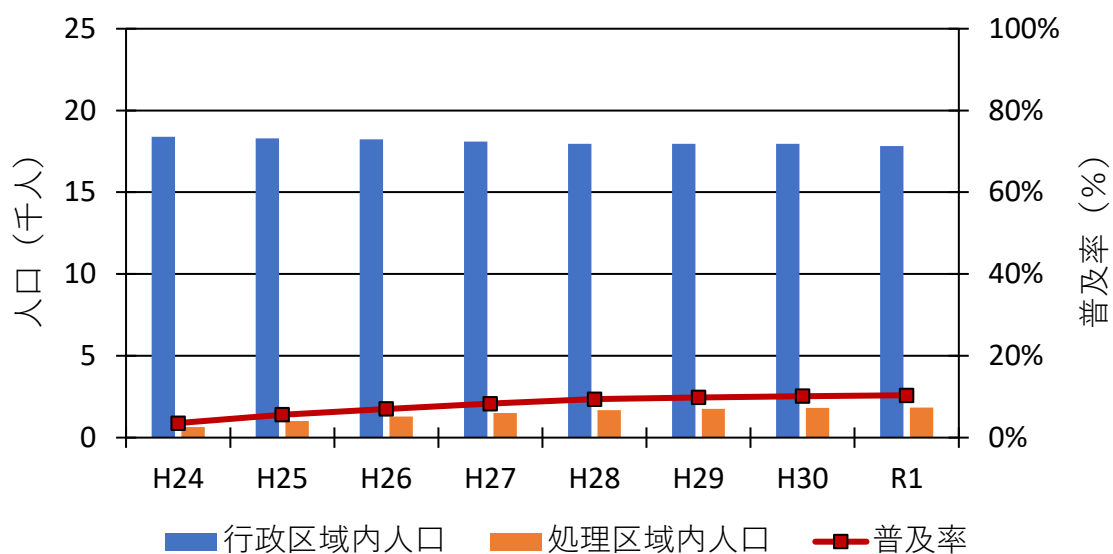


図 2-7 行政区域内人口、処理区域人口及び普及率の推移

(出典) 行政区域内人口は決算状況調査、処理区域人口は汚水処理人口普及状況調査

2) 設置状況

町管理型合併処理浄化槽の設置基数は毎年度新規設置、個人設置の合併処理浄化槽からの寄附及び単独処理浄化槽・汲み取りからの転換により増加しており、令和元年度末時点の総数は771基となっている。

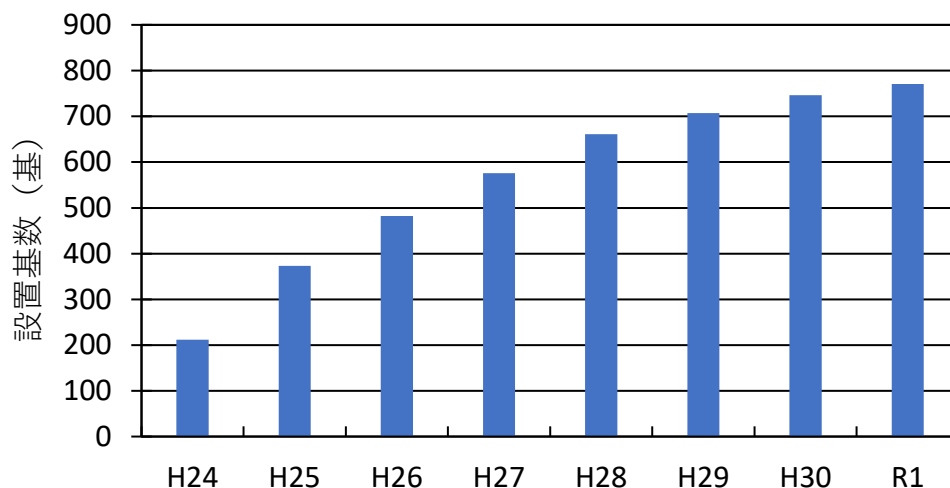


図 2-8 町管理型合併処理浄化槽設置基数の推移

(出典) 汚水処理人口普及状況調査

3) 水洗化率

浄化槽事業は、処理区域内人口と水洗化人口が同値となるため、水洗化率は100%である。

4) 有収率

本町の有収率は、平成24年度から100%で推移し、浄化槽の稼働状況が収益に適切に反映されている。

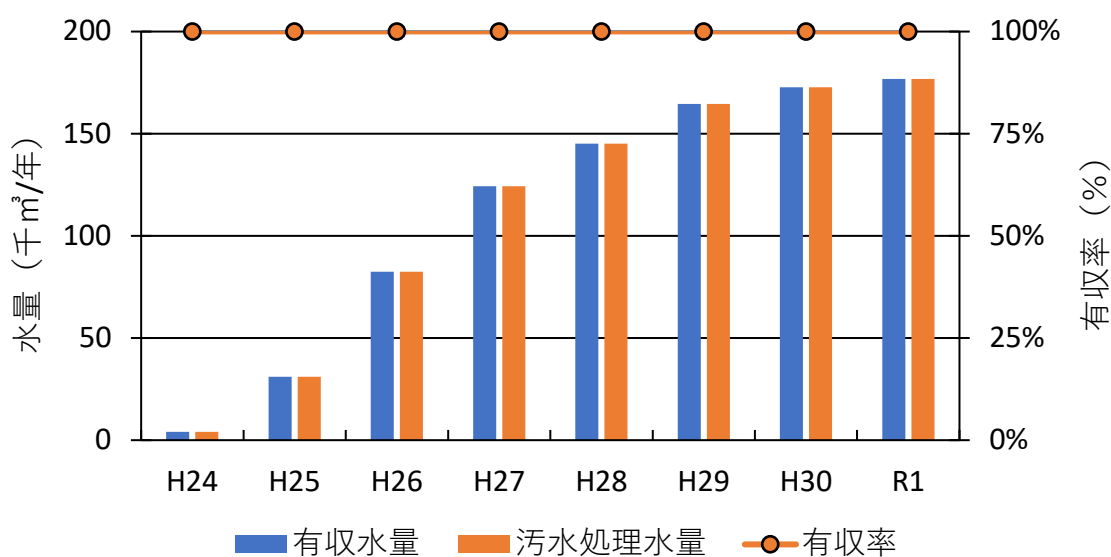


図 2-9 汚水処理水量、有収水量及び有収率の推移

(出典) 決算状況調査

3. 事業の現状と課題

3.1. 下水道事業

3.1.1. 経営指標による現状把握

総務省では、下水道事業経営の現状や課題等を明らかにするため、施設や経営の効率性の状況を表す経営指標を定め、経営比較分析表に示している。

直近5年間の本町の下水道事業における各経営指標値と、総務省経営指標の類型区分における類似205団体の平均値の比較を示す。

本町の下水道事業は表3-1に示すとおり、「処理区域内人口3万人未満、処理区域内人口密度25人/ha以上、供用開始後年数15年以上」の類型区分Cc2に属している。

また、有収率は経営比較分析表の指標ではないが、分析項目に追加して評価を示す。

なお、本町の下水道事業は令和元年度まで法非適用企業であり、収益的収支比率については類似団体との比較がない。

表 3-1 総務省経営指標の類型区分（経営比較分析表）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	34
	75人/ha以上		Ab	31
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49
		30年未満	Ac2	4
	50人/ha未満		Ad	53
3万以上	100人/ha以上		Ba	7
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	21
		30年未満	Bb2	5
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	48
		30年未満	Bc2	28
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	132
		30年未満	Bd2	47
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	15
		15年以上	Cb2	28
		30年未満	Cb3	15
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	100
		15年以上	Cc2	205
		30年未満	Cc3	50
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	55
		15年以上	Cd2	196
30年未満		Cd3	28	

収益性に関する指標

経営指標																			
収益的収支比率 (%)	<table border="1"> <caption>収益的収支比率 (%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>65.26</td> <td>68.83</td> <td>71.37</td> <td>68.88</td> <td>72.05</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	65.26	68.83	71.37	68.88	72.05	類似団体	-	-	-	-	-
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		65.26	68.83	71.37	68.88	72.05													
類似団体		-	-	-	-	-													
評価基準																			
100%を超える方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$																			
説明	評価																		
<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを示す指標である。100%を超えているときは単年度の収支が黒字であることを意味する。</p>	<p>本町はR1まで法非適用企業であったため、当該指標の類似団体との比較はない。</p> <p>上昇傾向で推移しているものの、100%を大きく下回っており、使用料収入や一般会計からの繰入では費用の7割程度しか賄えていない。</p> <p>なお、R2からの公営企業会計の導入にあたり、R1は打ち切り決算を行っており、R1の総収益には下水道使用料の未収分も含まれている。</p>																		

収益性に関する指標

経営指標																			
経費回収率 (%)	<table border="1"> <caption>経費回収率 (%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>87.11</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>96.72</td> <td>131.88</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>72.33</td> <td>75.54</td> <td>81.74</td> <td>82.88</td> <td>81.88</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	87.11	100.00	100.00	96.72	131.88	類似団体	72.33	75.54	81.74	82.88	81.88
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		87.11	100.00	100.00	96.72	131.88													
類似団体		72.33	75.54	81.74	82.88	81.88													
評価基準																			
100%を超える方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ <p>(公費分担分を除く)</p>																			
説明	評価																		
<p>汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示した指標である。使用料水準などを評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることになる。</p>	<p>類似団体と比較して高い水準で推移している。R1は指標値が大きく改善されているように見えるが、打ち切り決算により下水道使用料の未収分が含まれている一方、維持管理費の未払い分が反映されていないためである。不明水対策を進める等、汚水処理費の削減に努める必要がある。</p>																		

収益性に関する指標

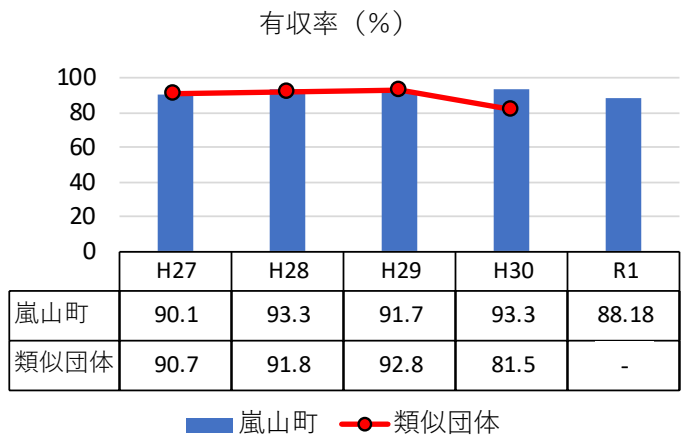
経営指標	<table border="1"> <caption>汚水処理原価 (円/m³)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>197.41</td> <td>175.73</td> <td>179.69</td> <td>188.73</td> <td>152.50</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>215.28</td> <td>207.96</td> <td>194.31</td> <td>190.99</td> <td>187.55</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	197.41	175.73	179.69	188.73	152.50	類似団体	215.28	207.96	194.31	190.99	187.55
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		197.41	175.73	179.69	188.73	152.50													
類似団体		215.28	207.96	194.31	190.99	187.55													
汚水処理原価 (円/m³)																			
評価基準																			
低い方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$																			
説明	評価																		
下水道使用料の対象となった水量1m³当たりの汚水処理に要した費用を示す指標である。一般的には低額の方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。	類似団体と比較して低い数値で推移しており、実績は横ばい傾向にある。R1は一時的に改善しているが、これは打ち切り決算により維持管理費の未払い分が反映されていないためである。不明水対策を進める等、汚水処理費の削減に努める必要がある。																		

収益性に関する指標

経営指標	<table border="1"> <caption>水洗化率 (%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>85.09</td> <td>85.94</td> <td>87.17</td> <td>88.26</td> <td>89.01</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>83.80</td> <td>83.91</td> <td>83.51</td> <td>83.02</td> <td>82.55</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	85.09	85.94	87.17	88.26	89.01	類似団体	83.80	83.91	83.51	83.02	82.55
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		85.09	85.94	87.17	88.26	89.01													
類似団体		83.80	83.91	83.51	83.02	82.55													
水洗化率 (%)																			
評価基準																			
高い方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{現在水洗化人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$																			
説明	評価																		
処理区域内人口のうち、公共下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標である。100%となることが理想的である。	類似団体と比較して高い数値で推移しており、新規整備を進めていることと、下水道未接続者へのアンケート実施等の働きかけにより実績は増加傾向である。但し、行政区域内人口の減少による影響も排除できないので、継続した普及促進が肝要である。																		

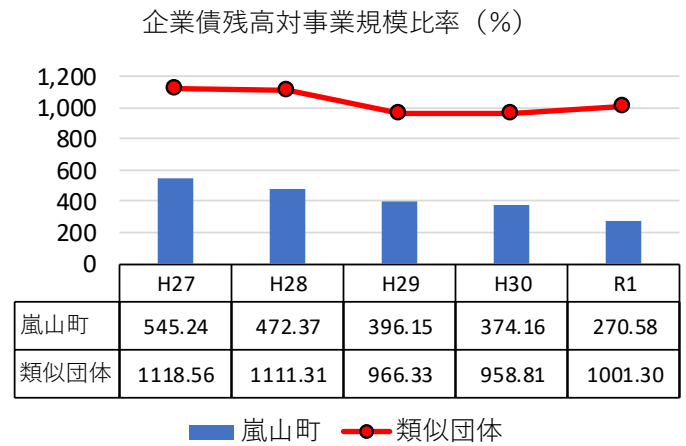
効率に関する指標

経営指標	
有収率 (%)	
評価基準	
高い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$	
説明	評価
各家庭・事業所等から排出された汚水のうち、実際に下水道使用料徴収の対象となった水量の割合を示す指標で、100%に近いほど良いとされている。	類似団体と概ね同程度の数値で推移しており、R1はやや低下傾向にある。なお、R1の類似団体平均値は現時点で公表されていないため未反映である。



健全性に関する指標

経営指標	
企業債残高対事業規模比率 (%)	
評価基準	
低い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	
説明	評価
企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標である。比率は低い方が良いとされている。	類似団体と比較して低い数値で推移しており、年々減少傾向にあるが、今後は老朽化対応として改築更新費の増加も見込まれ債務残高は増加すると考えられる。なお、R1は指標値が改善しているが、これは打ち切り決算未収金を含むためである。



施設の老朽化状況

<p>経営指標</p> <p>管渠改善率 (%)</p> <p>評価基準</p> <p>高い方が良い</p> <p>計算式</p> $\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		<p>管渠改善率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>0.11</td> <td>0.15</td> <td>0.16</td> <td>0.13</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 嵐山町 ● 類似団体</p>			H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類似団体	0.11	0.15	0.16	0.13	0.15
	H27	H28	H29	H30	R1																
嵐山町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																
類似団体	0.11	0.15	0.16	0.13	0.15																
<p>説明</p> <p>その年に更新・改良・修繕した管渠延長の割合を示した指標で、改善の取り組み状況を表している。</p>	<p>評価</p> <p>現在、法定耐用年数の50年を超える管渠はないが、1年後に更新時期となる管渠が約10kmあるため、管渠更新計画を策定する必要がある。R2から公営企業会計を導入し、資産の洗い出しはほぼ完了している。下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の更新をしていく必要がある。</p>																				

3.1.2. 管理体制（人）

1) 組織体制

本町の下水道事業における組織体制を図 3-1 に示す。下水道事業は上下水道課の下水道担当において業務を行っている。

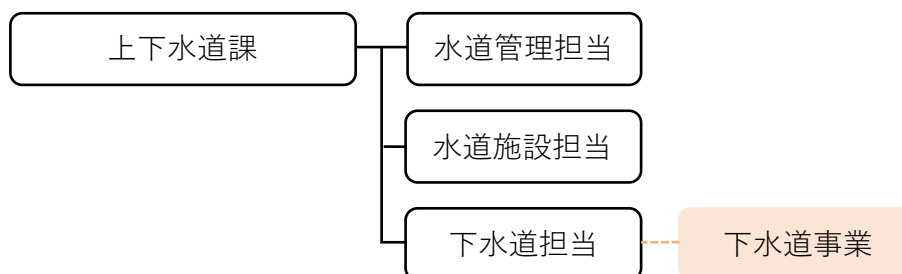


図 3-1 下水道事業の組織体制

過去 6 年間の職員数の推移を表 3-2 に示す。職員数は 2 人で推移しており、人員の変動は見られなかった。内訳は、資本勘定所属職員と損益勘定所属職員が各 1 人である。

表 3-2 下水道事業職員数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
資本勘定所属職員（人）	1	1	1	1	1
損益勘定所属職員（人）	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2

（出典）決算状況調査

2) 民間活用の状況

本町では使用料徴収、マンホールポンプの清掃点検及び流域下水道への流入水質調査を民間事業者へ委託している。

民間事業者の技術力を活用することで、維持管理の質を確保するとともに業務の効率化を図っている。ストックマネジメント計画に基づく管路内調査など、今後、維持管理業務が増加するため、委託範囲の拡大や他事業との共同化を進めることで、限られた人員で効率的な事業運営を継続していく必要がある。

3) 共同化の状況

使用料徴収は、水道事業と共同で民間委託している。

3.1.3. 施設の管理（モノ）

1) 汚水処理施設の整備

本町の下水道汚水処理施設は、管路施設及びマンホールポンプで構成されている。

令和元年度末時点で、全体計画面積 423ha のうち、304ha の整備が完了しており、全体計画面積に対する整備率は 71.9%となっている。

整備状況を図 3-3 に示す。未整備区域は図に示す 2 箇所となっており、花見台工業団地については令和 5 年度までに、東側区域については都市計画道路の整備に合わせ令和 5 年度から令和 7 年度に整備する予定となっている。

表 3-3 下水道事業と PFI 事業

事業名	計画面積ha		
	現在	競合面積	今後調整
下水道事業	423	-32	391
PFI事業	2,602		2,602
計（行政）			2,992
競合区域	約32ha	PFI事業に編入の市街化調整区域	

（出典）嵐山町生活排水処理施設整備構想（令和 2 年 3 月）

注）表 3-3 及び図 3-2 に示す競合面積約 32ha は、下水道事業と浄化槽事業双方で計画区域としている面積。
上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画の見直し時に下水道事業の計画区域から廃止する方針。

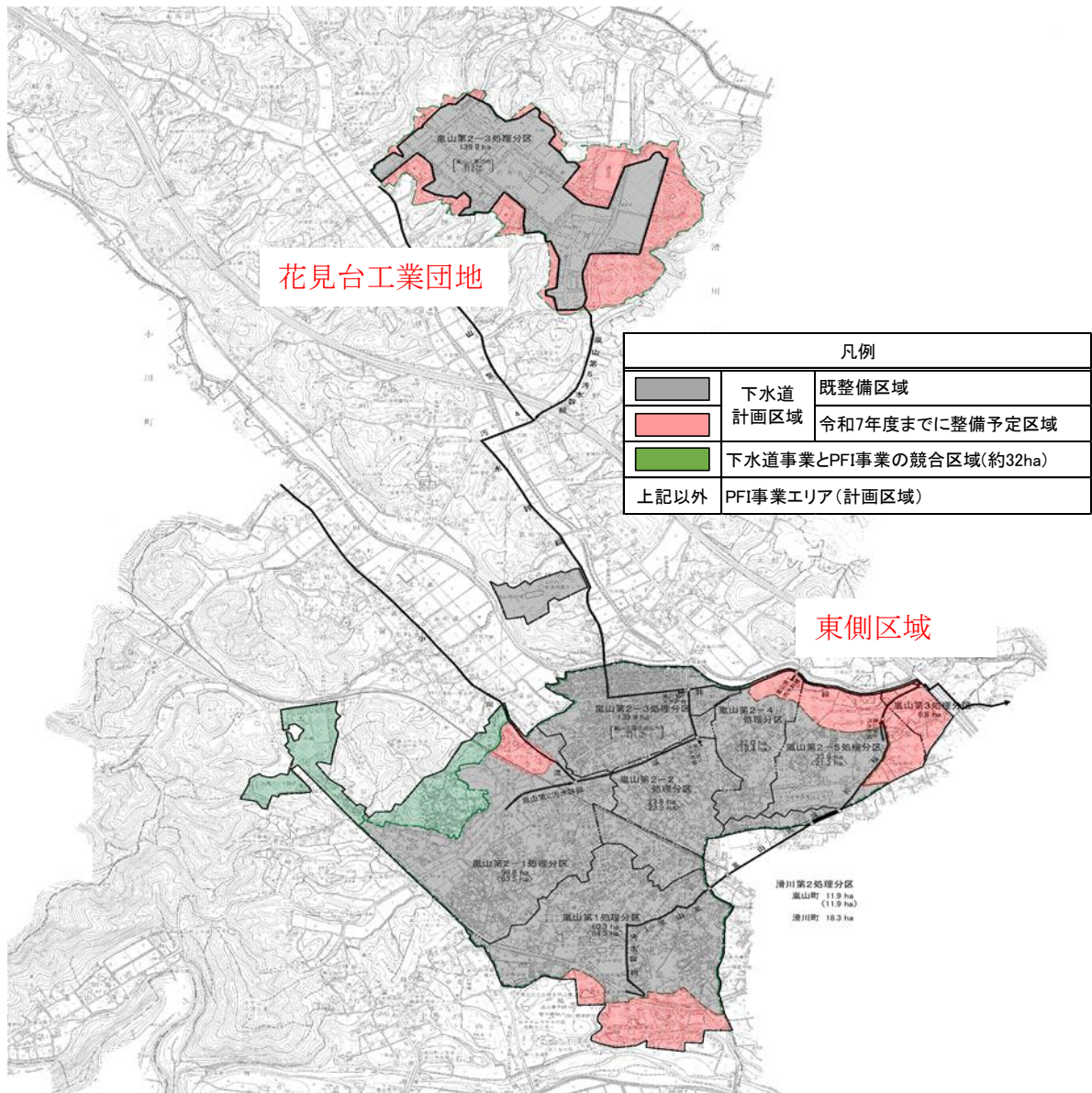


図 3-2 嵐山町下水道計画区域図

(出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想 (令和 2 年 3 月)

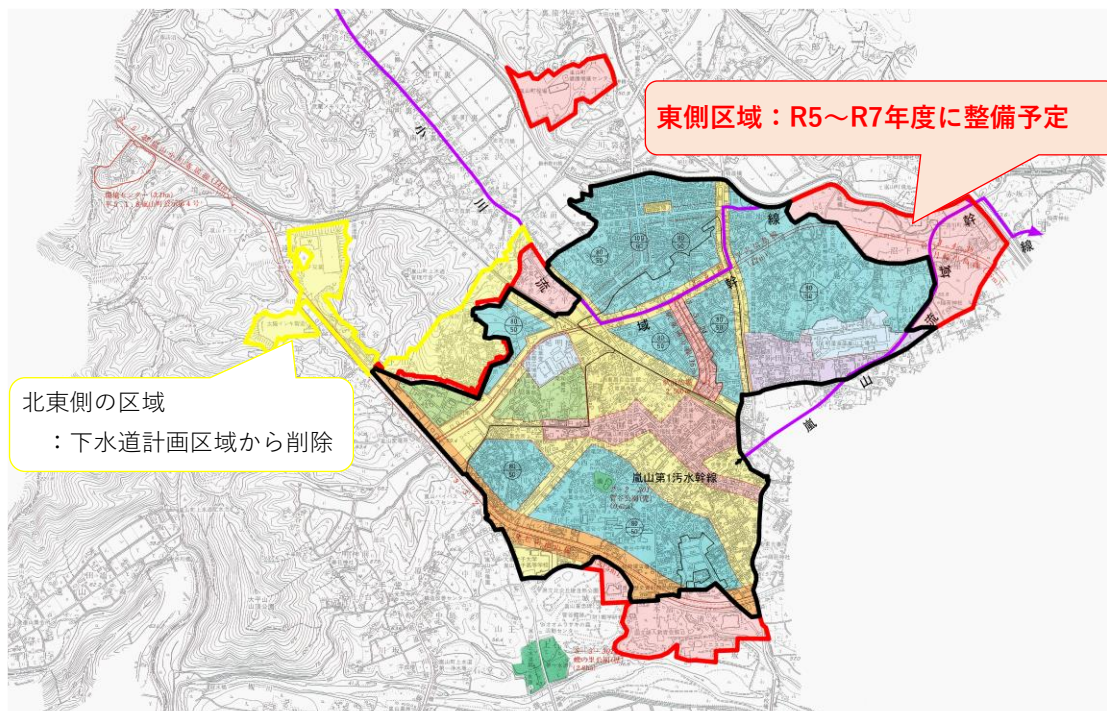
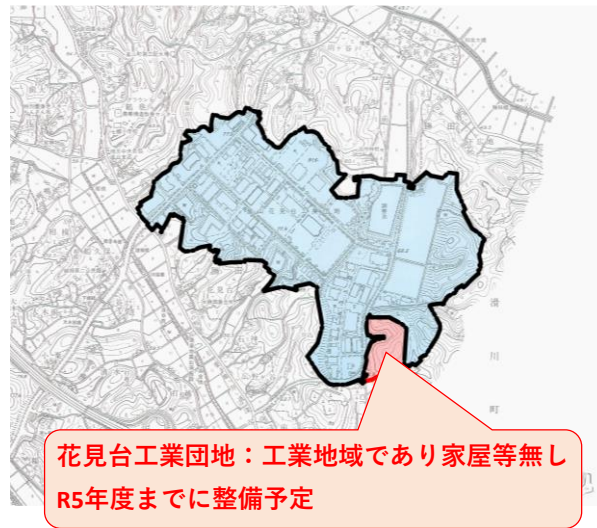


図 3-3 嵐山町下水道事業整備状況
 (出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想 (令和 2 年 3 月) から一部変更

2) 老朽化対策

本町の下水道管路施設は、令和元年度末時点で約 78km が布設されており、うち約 10km は間もなく耐用年数に達する。

令和元年度には、管渠の腐食による道路の陥没が発生し、その修復に膨大な費用と時間を要した。このことから、大量のストックを将来にわたって適切に管理していく必要があり、長期的な視点に立った施設管理が求められている。このため、嵐山町では、令和 2 年度に下水道ストックマネジメント計画を策定した。

マンホールポンプは最も古いもので平成 6 年に建設されているが、定期的に機械電気設備の修繕・更新を行っており、今後も継続する方針である。

3.1.4. 事業経営（カネ）

1) 決算状況

令和元年度末時点の決算状況を図 3-4 に示す。

収益的収入の内訳は下水道使用料及び他会計繰入金（全て繰入基準内）が大部分を占めており、収益的支出はその他（大部分が流域下水道維持管理負担金、その他は委託料・修繕費等）及び支払利息からなっている。なお、令和元年度は管路の緊急修繕を行ったため、委託費、修繕費が例年より増加しており、過年度（平成 26 年度～平成 30 年度）の平均委託費、修繕料は約 1,800 万円であったのに対し、令和元年度は約 6,000 万円となっている。純利益は約 7,800 万円である。

資本的収入は、他会計補助金及び地方債が大部分を占めている。他会計補助金はその約 9 割が基準外繰入金となっており、事業継続に必要な資金を繰入金に頼っている現状が伺える。

資本的支出は地方債償還金及び建設改良費（流域下水道建設負担金を含む）が大部分を占めている。資本的収支不足額は約 7,500 万円である。

過年度に借入た分の地方債償還金は、今後数年の間にピークを迎え、その後は減少に転じることが見込まれるが、将来は老朽化した施設の改築・更新にあたって再び借入額が増加することが想定されるため、経営の健全化は急務な課題である。

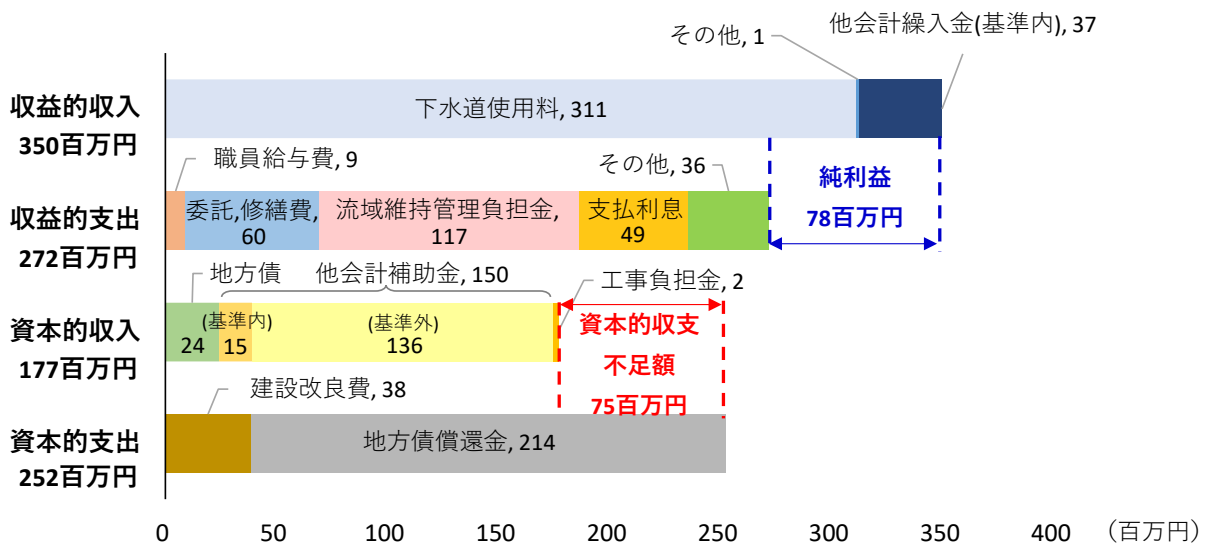


図 3-4 令和元年度決算状況（下水道事業）

（出典）令和元年度決算状況調査及び令和元年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算書より集計※税込

2) 公営企業会計への移行

令和2年度から公営企業会計へ移行し、経営の透明性を高めている。

3) 使用料収入

本町の下水道使用料は、使用量の有無に係わりなく賦課される基本料金に、使用量に応じて賦課される従量料金（超過料金）を加算する二部制を採用している。

直近では、令和元年度に消費税率改定に伴う増税分の使用料改定を行った。なお、本町では事業開始から現在まで、消費税増税分以外の料金改定は行っていない。

現在の使用料金表を表3-4に、使用料収入の推移を図3-5に示す。

表 3-4 嵐山町の下水道使用料

単位：円（税込）

			下水道使用料 (1ヶ月あたり)
一般排水	基本料金	基本料金 10㎡まで	1,100
	超過料金 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	143
		20㎡を超え30㎡まで	165
		30㎡を超え50㎡まで	187
		50㎡を超え100㎡まで	209
		100㎡を超え200㎡まで	231
		200㎡を超え400㎡まで	253
		400㎡を超え600㎡まで	275
		600㎡を超えるもの	297

(百万円)

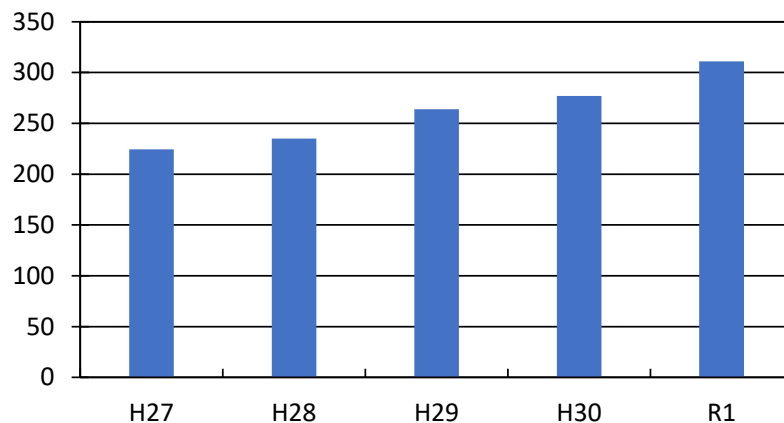


図 3-5 下水道使用料収入の推移

(出典) 決算状況調査

また、本町の使用料単価を総務省比較経営診断表における類似団体平均と比較すると、表 3-5 に示すように平均より 20 円以上単価が高い状況にある。

表 3-5 使用料単価の比較

項目	嵐山町		類似団体平均
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 30 年度
使用料単価 (円/m ³)	179.69	182.55	156.39

(出典) 平成 30 年度下水道事業比較経営診断表

3.1.5. 将来の事業環境

1) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

処理区域内人口及び水洗化人口の予測を図 3-6 に示す。

処理区域内人口は、普及率の上昇に伴い、2019 (令和元) 年度まで増加しているものの、その後は減少していく見通しである。

水洗化人口は、接続率 (水洗化率) の向上により 2024 (令和 6) 年度まで微増するが、その後は減少していく見通しである。

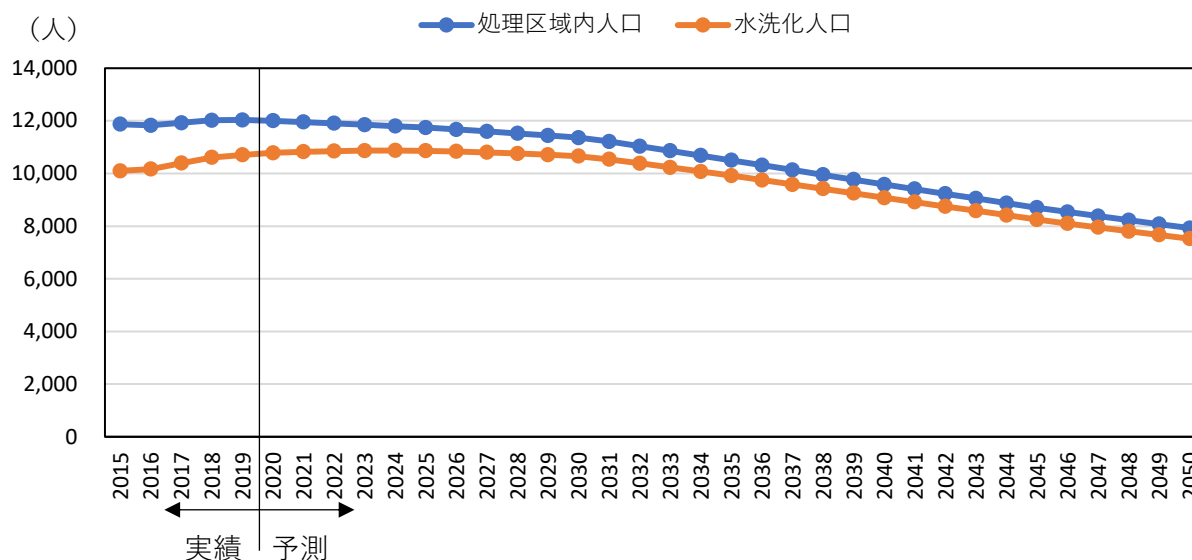


図 3-6 処理区域内人口及び水洗化人口の予測 (下水道事業)

2) 有収水量の予測

有収水量の予測を図 3-7 に示す。

有収水量は、既整備区域内有収水量のほかに拡大工業団地分の有収水量を見込む。

有収水量は拡大工業団地分の水量と接続率 (水洗化率) の向上により、2025 (令和 7) 年度までは緩やかに増加する見通しであるが、その後は人口減少に伴い減少していく見通しである。

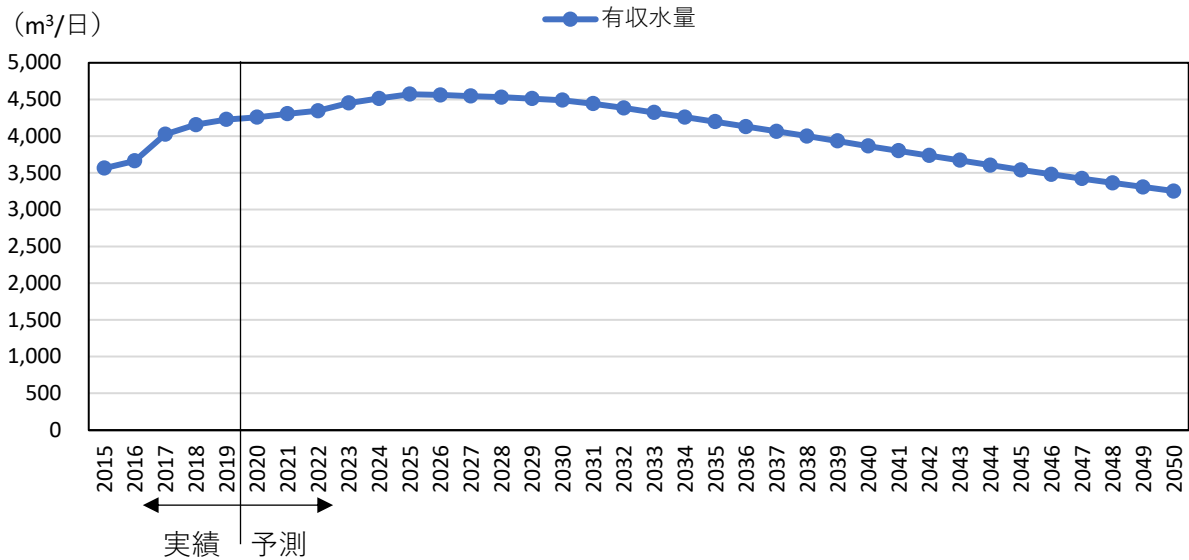


図 3-7 有収水量の予測 (下水道事業)

3) 使用料収入の予測

使用料収入の予測を図 3-8 に示す。

使用料収入は、有収水量に使用料単価 (税抜) を乗じて算出する。有収水量と同様に 2025 (令和 7) 年度までは緩やかに増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

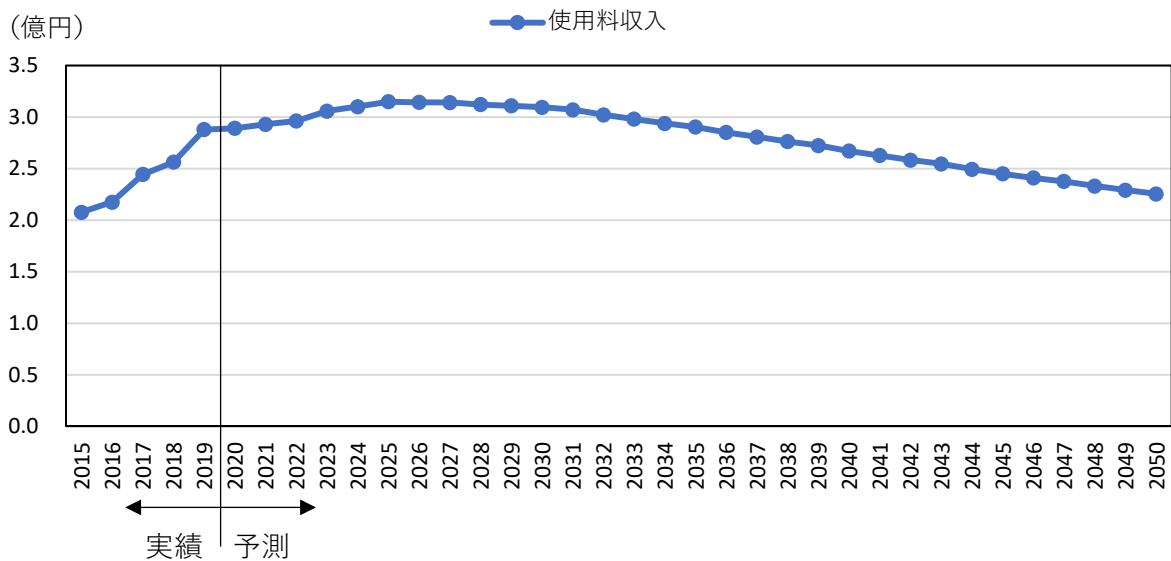


図 3-8 使用料収入の予測 (下水道事業)

4) 組織の見通し

下水道事業の職員数は、現状維持の見通しである。

3.1.6. 課題まとめ

人・モノ・カネの観点、経営比較分析表及び将来の事業環境から見た下水道事業の課題は以下のとおりである。

■ 使用料収入等の増収の必要性

収益的収支比率が 100%未滿となっており、総費用及び地方債償還金を総収益で賄えていない状況にある。この要因として、基準内繰入金（分流域下水道等に要する経費）、及び使用料収入の不足が挙げられる。本町は令和 2 年度から公営企業会計を適用したため、損益取引と資本取引を区分し、下水道事業運営に係る費用を明らかにした上で、これに対する適切な使用料収入等を確保することが必要である。

■ 汚水処理費削減の必要性

本町の経費回収率は類似団体の平均値より高い状況にあるが、今後、施設の老朽化の進行により、不明水の増加や修繕費用の増加が懸念される。上記のとおり、適正な使用料収入等を確保すると同時に、広域化・共同化・最適化を含めた効率的な施設の管理により、汚水処理費を削減し、経費回収率 100%を目指す必要がある。

■ 接続率（水洗化率）向上の必要性

本町では、下水道未接続者に対するアンケートを実施する等、接続率（水洗化率）向上のための対策を行ってきた効果により、接続率（水洗化率）は年々上昇傾向にあり、平成 30 年度時点で類似団体の平均値を上回った状況である。今後も引き続き接続の促進により有収水量を増加させる対策が必要である。

■ 将来事業継続への備えの必要性

本町で最も古くに布設された管渠は、間もなく耐用年数の 50 年を迎える。今後、老朽化した管路への対策に膨大な費用が掛かることが予測される。現状の企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い状況にあるが、将来は管路の新規整備、老朽化対策に備えた経営が必要となる。

また、いつ起こるとも知れない災害に対しても、下水道機能の維持もしくは早期の復旧が図れるよう、平常時の備え（訓練、復旧計画等）が重要である。

<課題に対する対策>

- 【課題】 使用料収入等の増収
⇒ 【対策】 適正な使用料等の検討
- 【課題】 汚水処理費削減
⇒ 【対策】 不明水対策、広域化・共同化・最適化の検討
- 【課題】 接続率（水洗化率）向上
⇒ 【対策】 戸別通知等の実施
- 【課題】 将来事業への備え
⇒ 【対策】 下水道ストックマネジメント計画の運用、災害への備え

3.2. 浄化槽事業

3.2.1. 経営指標による現状把握

総務省では、下水道事業経営の現状や課題等を明らかにするため、施設や経営の効率性の状況を表す経営指標を定め、経営比較分析表に示している。

直近5年間の本町の浄化槽事業における各経営指標値と、総務省経営指標の類型区分における類似143団体の平均値の比較を示す。

本町の浄化槽事業は表3-6に示すとおり、「特定地域生活排水処理施設区分、供用開始後年数15年未満」の類型区分K3に属している。

なお、本町の浄化槽事業は令和元年度まで法非適用企業であったため、一部の経営指標は類似団体との比較がない。

表 3-6 総務省経営指標の類型区分（経営比較分析表）

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	K1	1
15年以上	K2	134
15年未満	K3	143

収益性に関する指標

経営指標	
収益的収支比率 (%)	
評価基準	
100%を超える方が良い	
計算式	
$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	
説明	<p>本町はR1まで法非適用企業であったため、当該指標の類似団体との比較はない。</p> <p>H28～H30は100%を下回っており、必要な費用を収益で賄えていない。今後は元金償還金の据置期間が順次終了していくことから、指標値が悪化していくことが見込まれる。</p> <p>なお、R1は指標値が改善しているが、これはR2からの公営企業会計の導入にあたり、R1は打ち切り決算を行っており、R1の総収益には浄化槽使用料の未収分も含まれているためである。</p>

収益性に関する指標

経営指標	<p>経費回収率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>50.37</td> <td>53.14</td> <td>48.00</td> <td>49.21</td> <td>57.10</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>57.03</td> <td>55.84</td> <td>57.08</td> <td>55.85</td> <td>53.23</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	50.37	53.14	48.00	49.21	57.10	類似団体	57.03	55.84	57.08	55.85	53.23
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		50.37	53.14	48.00	49.21	57.10													
類似団体		57.03	55.84	57.08	55.85	53.23													
経費回収率 (%)																			
評価基準																			
100%を超える方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{浄化槽使用料}}{\text{污水処理費 (公費分担分を除く)}} \times 100$																			
説明	評価																		
<p>污水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示した指標である。使用料水準などを評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることになる。</p>	<p>H27～H30は類似団体より低い数値で推移している。R1は指標値が大きく改善されているように見えるが、打ち切り決算により浄化槽使用料の未収分が含まれている一方、維持管理費の未払い分が反映されていないためである。今後は污水処理費の節減に取り組むとともに、使用料の適正化を図る必要がある。</p>																		

収益性に関する指標

経営指標	<p>污水処理原価 (円/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>321.75</td> <td>304.31</td> <td>337.64</td> <td>329.66</td> <td>290.59</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>283.73</td> <td>287.57</td> <td>286.86</td> <td>287.91</td> <td>283.30</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	321.75	304.31	337.64	329.66	290.59	類似団体	283.73	287.57	286.86	287.91	283.30
		H27	H28	H29	H30	R1													
嵐山町		321.75	304.31	337.64	329.66	290.59													
類似団体		283.73	287.57	286.86	287.91	283.30													
污水処理原価 (円/m³)																			
評価基準																			
低い方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{污水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$																			
説明	評価																		
<p>浄化槽使用料の対象となった水量1m³当たりの污水処理に要した費用を示す指標である。一般的には低額の方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。</p>	<p>類似団体と比較して高い数値で推移しており、寄附浄化槽を含む町管理型浄化槽の増加による保守管理委託料及び清掃委託料などの維持管理費の増加が悪化要因となっている。R1は一時的に改善しているが、これは打ち切り決算により維持管理費の未払い分が反映されていないためである。今後は一層の維持管理費の節減に努めるとともに、使用料の適正化を図る必要がある。</p>																		

収益性に関する指標

経営指標	
水洗化率 (%)	
評価基準	
高い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{現在水洗化人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$ <p>(浄化槽使用人口)</p>	
説明	評価
<p>処理区域内人口のうち、浄化槽を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標である。100%となることが理想的である。</p>	<p>類似団体と比較して高い数値で推移している。H30に100%まで上昇しているが、これはH29までは分母が個人設置を含む合併式処理浄化槽使用人口であり、H30以降は町管理型合併処理浄化槽使用人口に変更したためである。</p>

効率に関する指標

経営指標	
施設利用率 (%)	
評価基準	
高い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$	
説明	評価
<p>一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。</p>	<p>類似団体と比較して低い数値で推移している。浄化槽は、原則、床面積により人槽が決定されるが、高齢化や節水器具の普及に伴い施設対応能力に対する処理水量割合が低いと推測される。</p>

健全性に関する指標

経営指標																			
企業債残高対事業規模比率 (%)																			
評価基準																			
低い方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																			
<table border="1"> <caption>企業債残高対事業規模比率 (%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嵐山町</td> <td>379.48</td> <td>358.26</td> <td>340.54</td> <td>354.39</td> <td>300.12</td> </tr> <tr> <td>類似団体</td> <td>392.19</td> <td>413.50</td> <td>407.42</td> <td>389.46</td> <td>421.25</td> </tr> </tbody> </table>			H27	H28	H29	H30	R1	嵐山町	379.48	358.26	340.54	354.39	300.12	類似団体	392.19	413.50	407.42	389.46	421.25
	H27	H28	H29	H30	R1														
嵐山町	379.48	358.26	340.54	354.39	300.12														
類似団体	392.19	413.50	407.42	389.46	421.25														
説明	評価																		
<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標である。比率は低い方が良いとされている。</p>	<p>類似団体と比較して低い数値で推移しており、年々減少傾向にある。使用料収入は整備が進むにつれ増収となるものの、地方債発行額は増加していることから、使用料の適正化を図ることが必要である。なお、R1は指標値が改善しているが、これは打ち切り決算未収金を含むためである。</p>																		

3.2.2. 管理体制（人）

本町の浄化槽事業はPFI方式町管理型を採用している。本町の管理体制を図 3-9 に、過去 5 年間の職員数の推移を表 3-7 に示す。職員数は 1 人で推移しており、人員の変動は見られなかった。

また、町に替わって、浄化槽の設置・維持管理作業を町内 13 社の民間企業が設立した「嵐山町浄化槽 PFI 事業株式会社」が行っている。

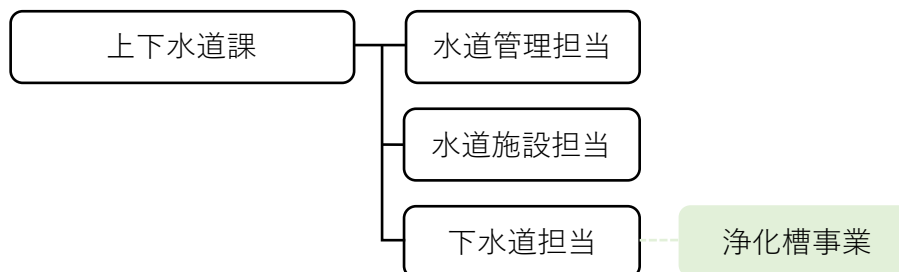


図 3-9 浄化槽事業の組織体制

表 3-7 浄化槽事業職員数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
資本勘定所属職員（人）	0	0	0	0	0
損益勘定所属職員（人）	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1

（出典）決算状況調査

3.2.3. 設備の管理（モノ）

浄化槽の整備は町管理型浄化槽整備事業に基づき進められている。

町管理型浄化槽整備事業では、第Ⅰ期、第Ⅱ期整備事業を以下のとおりとしている。

町管理型浄化槽整備事業については、希望者のみが対象となることから、整備の進捗は各住民の意向によるところが大きい。そのため、第Ⅱ期整備事業の方針は今後見直しを行う予定である。

第Ⅰ期：平成 24～令和 3 年度※当初予定より 3 年間延長

浄化槽新規設置：500 基

浄化槽寄附：200 基

第Ⅱ期：令和 4～令和 10 年度

浄化槽新規設置：500 基

浄化槽寄附：650 基

3.2.4. 事業経営（カネ）

1) 決算状況

令和元年度末時点の決算状況を図 3-10 に示す。

収益的収入の内訳は浄化槽使用料及び他会計繰入金（全て繰入基準内）であり、収益的支出は主に委託料及び職員給与費、支払利息で構成されている。収益的支出の大部分を占める委託料は、主に保守管理委託料及び清掃委託料が計上されている。純利益は約 1,500 万円である。

資本的収入は、他会計補助金（全て繰入基準内）及び地方債が大部分を占めており、資本的支出は地方債償還金及び建設改良費が大部分を占めている。資本的収支不足額は約 1,200 万円である。

地方債償還金について、浄化槽事業は平成 24 年度から事業を開始しており、地方債償還金は据置期間が 5 ヶ年あることから、現時点ではその額は大きくないが、据置期間終了に伴い、今後金額が増大することが予測される。事業継続のためには、経営の健全化を図り、適切な収入の確保と費用削減の施策が必要である。

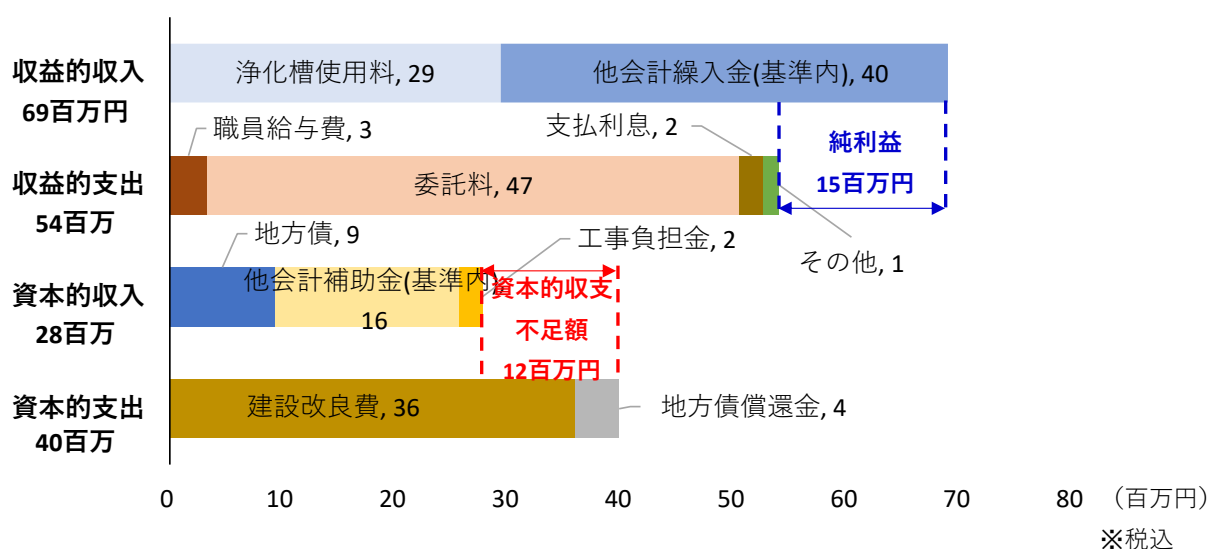


図 3-10 令和元年度決算状況（浄化槽事業）

（出典）令和元年度決算状況調査及び令和元年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算書より集計※税込

2) 公営企業会計への移行

令和 2 年度から公営企業会計へ移行し、経営の透明性を高めている。

3) 使用料収入

本町の浄化槽使用料は、基本料金を除き下水道と同様の料金体系である。現在の使用料金表を表 3-8 に、使用料収入の推移を図 3-11 に示す。

表 3-8 嵐山町の浄化槽使用料

単位：円（税込）

		浄化槽使用料 (1ヶ月あたり)
一般排水	基本料金	基本料金 10m ³ まで
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え20m ³ まで
		20m ³ を超え30m ³ まで
		30m ³ を超え50m ³ まで
		50m ³ を超え100m ³ まで
		100m ³ を超え200m ³ まで
		200m ³ を超え400m ³ まで
		400m ³ を超え600m ³ まで
		600m ³ を超えるもの

(百万円)

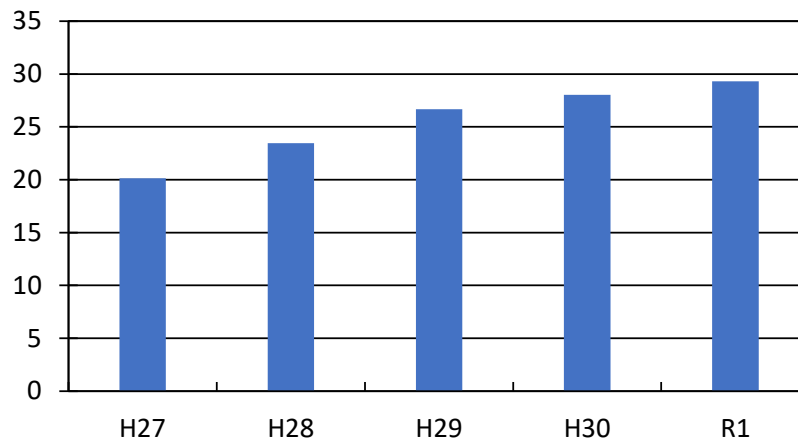


図 3-11 浄化槽使用料収入の推移

(出典) 決算状況調査

また、本町の使用料単価を総務省比較経営診断表における類似団体平均と比較すると、表 3-9 に示すように平均より 5 円程度単価が高い状況にある。

表 3-9 使用料単価の比較

項目	嵐山町		類似団体平均
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 30 年度
使用料単価 (円/m ³)	162.06	162.24	157.91

(出典) 平成 30 年度下水道事業比較経営診断表

3.2.5. 将来の事業環境

1) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

処理区域内人口及び水洗化人口の予測を図 3-12 に示す。

人口普及率は、第 6 次嵐山町総合振興計画における目標値（個人設置型を含む合併処理浄化槽人口普及率について、2025（令和 7）年度：26.7%、2030（令和 12）年度：27.2%）を達成するものとして想定した。

単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換と、個人設置の合併処理浄化槽の寄附により、処理区域内人口及び水洗化人口は 2025（令和 7）年度までは増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

浄化槽区域内の水洗化率は 100%のため、水洗化人口は処理区域内人口と同値となる。

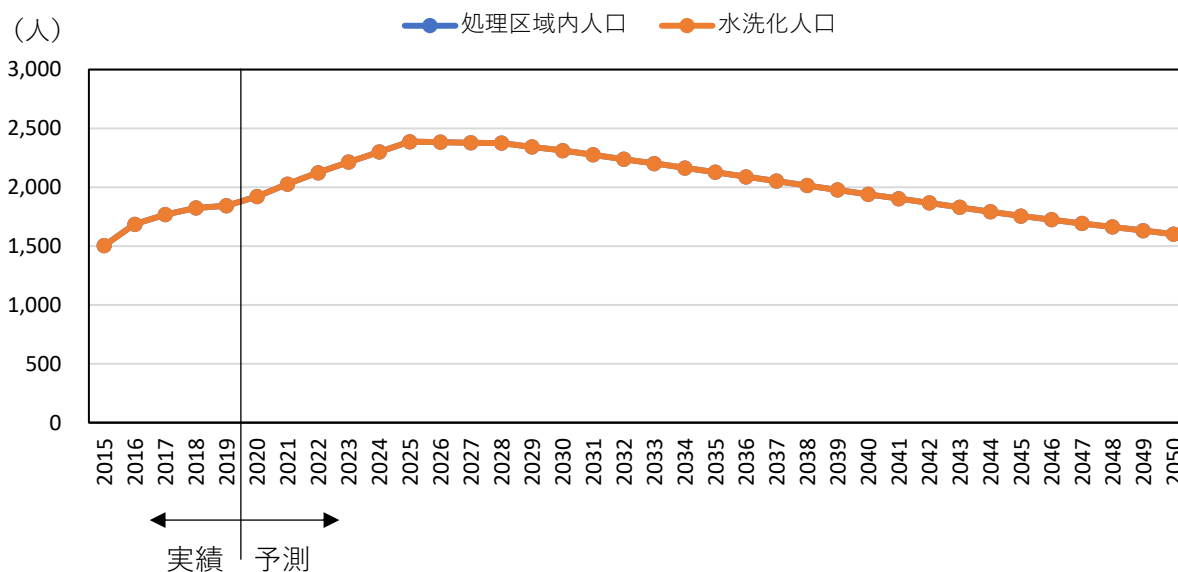


図 3-12 処理区域内人口及び水洗化人口の予測（浄化槽事業）

2) 有収水量の予測

有収水量の予測を図 3-13 に示す。

有収水量は、水洗化人口の増加に伴い 2025（令和 7）年度までは増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

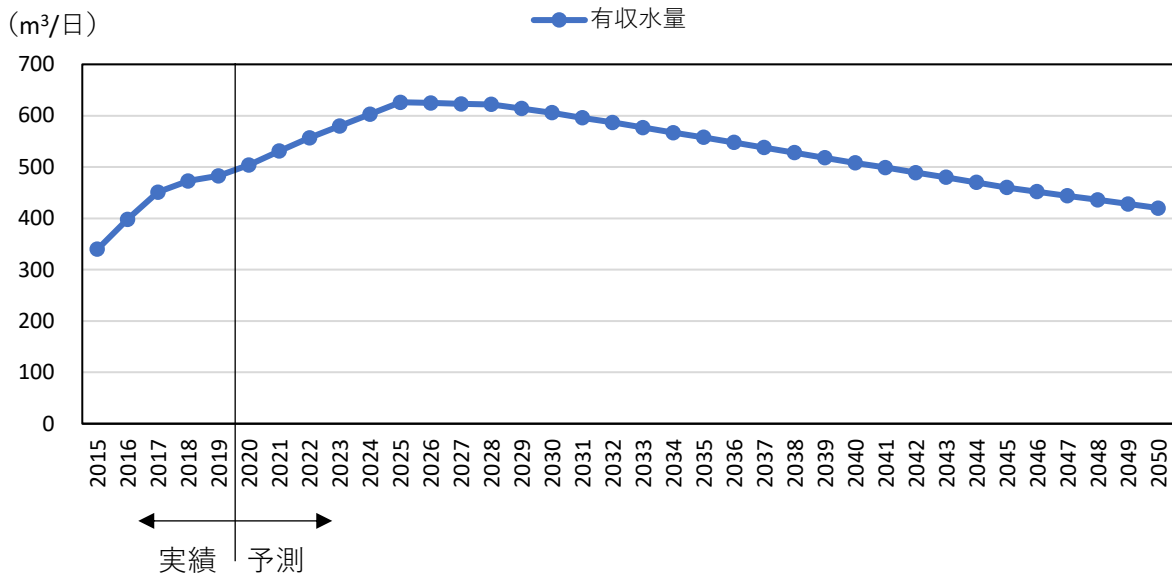


図 3-13 有収水量の予測 (浄化槽事業)

3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測を図 3-14 に示す。

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出する。有収水量予測と同様に 2025 (令和 7) 年度までは増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

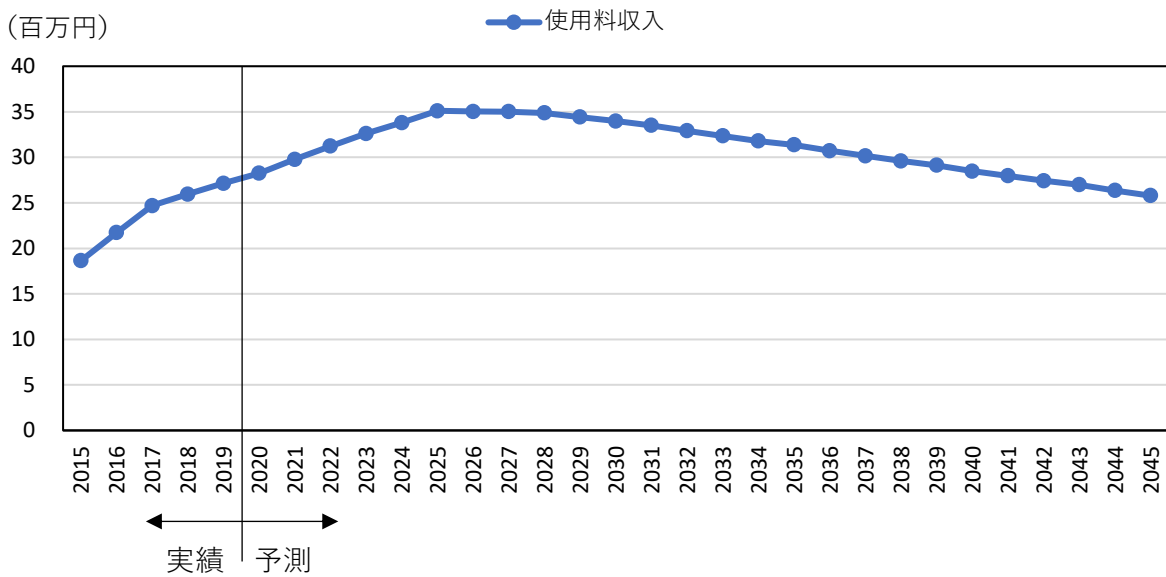


図 3-14 使用料収入の予測 (浄化槽事業)

4) 組織の見通し

浄化槽事業の職員数は、現状維持の見通しである。

また、浄化槽事業は現在、民間力を活用とする PFI 事業となっており、今のところ現状の手法を維持する見通しとなっている。

3.2.6. 課題まとめ

人・モノ・カネの観点、経営比較分析表及び将来の事業環境から見た浄化槽事業の課題は以下のとおりである。

■ 使用料収入の増収の必要性

収益的収支比率が 100%未滿となっており、総費用及び地方債償還金を総収益で賄えていない状況にある。また、本町の経費回収率は類似団体の平均値より低く、事業にかかった経費を使用料収入では賄い切れていない状況である。本町は令和 2 年度から公営企業会計を適用したため、損益取引と資本取引を区分し、浄化槽事業運営に係る費用を明らかとした上で、これに対する適切な使用料収入を得ることが必要である。

■ 効率的な維持管理の必要性

本町の経費回収率は類似団体の平均値より低く、事業にかかった経費を使用料収入では賄い切れていない状況である。施設の効率的な維持管理により、汚水処理にかかる費用を抑えるとともに、使用料の適正化を図り、経費回収率を改善する必要がある。

本町では、維持管理費及び事務処理費削減のため、町管理型浄化槽事業を実施している。今後もこれを継続し、広域化・共同化・最適化を含めた効率的な維持管理を実施していく必要がある。

■ 整備数向上の必要性

本町の水洗化率は平成 29 年度時点で類似団体の平均値を上回っており、平成 30 年度より 100%となっている。これは、平成 29 年度まで個人設置も含めて現在処理区域内人口を分母としていたが、平成 30 年度より町管理型合併処理浄化槽使用人口を分母に変更したためである。

第 6 次嵐山町総合振興計画における合併浄化槽普及率目標値を達成するために、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換は引き続き進めていく必要がある。整備の進捗は各住民の意向が重要となってくるため、広報活動の拡充等により整備の進捗を図る。

■ 将来事業への備えの必要性

浄化槽の耐用年数は 20～30 年と言われている。今後、寄附浄化槽を中心に老朽化による修繕費や更新費用が増加することが予測される。また、浄化槽の使用者の高齢化等に起因する空家になった場合の維持管理も課題となる。

現状の企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い状況にあるが、将来は浄化槽の整備、老朽化対策に備えた経営が必要となる。

<課題に対する対策>

■ 【課題】 使用料収入の増収

⇒ 【対策】 適正な使用料の検討

■ 【課題】 効率的な維持管理

⇒ 【対策】 PFI 事業の運用継続、広域化・共同化・最適化の検討

■ 【課題】 整備数向上

⇒ 【対策】 浄化槽整備の継続、広報活動の拡充

■ 【課題】 将来事業への備え

⇒ 【対策】 内部留保資金の確保

4. 基本方針

4.1. 基本理念と基本目標

快適な生活環境及び健全な自然環境を保全するため、安定した汚水処理サービスを町民に提供するとともに、持続可能な事業運営を継続する。

4.2. 基本方針と施策

4.2.1. 下水道事業

■ 下水道施設の適正な管理

① 下水道ストックマネジメント計画の運用

令和3年度以降に令和2年度策定の下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を効率的に管理し、施設の更新等を行うことによって、施設の機能維持と中長期的な視点で経費の削減を図る。

② 不明水対策

下水道ストックマネジメント計画に基づき管路内調査を実施し、浸入水の対策を実施することで、施設の劣化を防止するとともに不明水に係る処理コストの削減を図る。

③ 広域化・共同化・最適化の検討

本町の下水道は流域下水道に接続しており、現在広域処理を実施している状況である。汚水処理手法の最適化については、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」において検討しており、経済性、地域環境等を考慮して、最適な整備手法を選択している。今後もこの「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づく整備を継続する。

また、料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

■ 下水道事業経営の安定性の確保

① 適正な使用料の検討

公営企業会計による計理で損益取引と資本取引を区分し、維持管理費、修繕費、減価償却費等下水道事業運営に係る費用を明らかにし、将来の資産維持費も考慮した上で、これらを使用料収入で賄えるよう、適正な使用料への見直し検討を行う。

② 戸別通知等の実施

下水道への接続の促進に向けて戸別通知等を実施し、使用料収入の増収を図る。

■ その他

① 災害対応

下水道施設は重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能の維持又は早期復旧を図るため、本町では下水道BCPを作成しており、毎年度更新を行っている。今後も継続して定期的な見直しを行う。

4.2.2. 浄化槽事業

■ 浄化槽の適正な管理

① PFI 事業との連携

浄化槽の清掃、保守点検、法定点検等を PFI 事業で管理し、適正な維持管理を行う。

② 広域化・共同化・最適化の検討

本町の汚水処理手法の最適化については、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」において検討しており、経済性、地域環境等を考慮して、最適な整備手法を選択している。下水道事業と同様に、今後もこの「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づく整備を継続する。

また、料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

■ 浄化槽事業経営の安定性の確保

① 適正な使用料の検討

公営企業会計による計理で損益取引と資本取引を区分し、維持管理費、修繕費、減価償却費等浄化槽事業運営に係る費用を明らかにし、将来の資産維持費も考慮した上で、これらを使用料収入で賄えるよう、適正な使用料への見直し検討を行う。

② 浄化槽整備の継続と広報活動の拡充

合併浄化槽処理人口普及率を向上させるため、今後も浄化槽整備を継続するとともに、町広報誌への情報掲載など、広報活動も拡充する。

③ 将来に備えた内部留保資金の確保

今後の企業債償還金の増加、老朽化した浄化槽の改築・更新に備えるため、事業資金を蓄えておく必要がある。特に浄化槽事業は現況の経費回収率が低いことから、早急な経営改善が必要である。これまでに示した施策を実行し、使用料の増収及び経費の削減により、内部留保資金を確保する。

5. 目標実現に向けた取り組み

5.1. 下水道事業

5.1.1. 投資に関する取組

投資の目標として、第6次嵐山町総合振興計画に基づき汚水処理人口普及率の向上を目指す。

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続する。ただし、人口の動向や社会情勢の変化を踏まえ、5年を目途に構想の見直し検討を行う。

料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

【事業指標】・「嵐山町生活排水処理施設整備構想」の5年ごとの更新

② 投資の平準化に関する事項

令和2年度に下水道ストックマネジメントの策定に着手し、費用の平準化を考慮した改築・修繕計画の立案を進めている。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施

5.1.2. 財源に関する取組

財源の目標として、経費回収率の向上（100%以上を維持）を目指す。

① 使用料の見直しに関する事項

料金改定の見直し検討を流域下水道の構成町（小川町、滑川町）で調整し始めている。

【事業指標】・概ね3～5年ごとに使用料の妥当性を検討

② その他の取組

下水道への接続の促進に向けて戸別通知等を実施し、使用料収入の増収を図る。

また収納率について、これまでにコンビニエンスストアでの収納取扱いを開始する等、納入しやすい環境の構築を水道事業と一体的に進めてきた。今後も収納率の向上を目指し、口座振替利用の促進等を図る。

【事業指標】・戸別通知実施の継続

・口座振替利用率の向上

5.1.3. 投資以外の経費に関する取組

① 修繕費に関する事項

下水道ストックマネジメント計画を策定することにより、計画的な維持管理を行い、突発的な修繕費用の発生を防止する。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施

② その他の取組（不明水対策）

下水道ストックマネジメント計画に合わせて管路内調査を実施し、浸入水の対策を実施することで、不明水に係る処理コストの削減を図る。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく点検・調査の実施

③ その他の取組（災害対応）

下水道施設は重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能の維持又は早期復旧を図る必要がある。危機管理体制の強化として、本町では下水道 BCP を策定しており、毎年度更新を行っている。今後もこれを継続し、防災対応力の向上を図る。

【事業指標】・下水道 BCP の毎年度の更新

5.2. 浄化槽事業

5.2.1. 投資に関する取組

投資の目標として、第6次嵐山町総合振興計画に基づき汚水処理人口普及率の向上を目指す。

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

下水道事業と同様、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続する。ただし、人口の動向や社会情勢の変化を踏まえ、5年を目途に構想の見直し検討を行う。

また、使用料徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

【事業指標】・「嵐山町生活排水処理施設整備構想」の5年ごとの更新

② 浄化槽の建設・更新に関する事項

浄化槽事業は「第6次嵐山町総合振興計画」における合併処理浄化槽人口普及率の目標値を達成することを目指し、浄化槽の整備・更新を進めていく。浄化槽の整備にはあたっては各住民の意向が重要であるため、町広報誌への情報掲載など、広報活動も拡充する。また、既設の浄化槽は基本的に維持管理により健全性を保ちつつ、必要に応じ更新を行うものとする。

【事業指標】・「第6次嵐山町総合振興計画」における合併処理浄化槽人口普及率の目標達成

・町広報紙への浄化槽整備事業の情報掲載

5.2.2. 財源に関する取組

財源の目標として、経費回収率の向上（100%以上を維持）を目指す。

① 使用料の見直しに関する事項

料金改定の見直し検討を流域下水道の構成町(小川町、滑川町)で調整し始めている。

【事業指標】・概ね3～5年ごとに使用料の妥当性を検討

② その他の取組（口座振替の利用促進）

下水道事業と同様、今後も収納率の向上を目指し、口座振替利用の促進等を図る。

【事業指標】・口座振替利用率の向上

③ その他の取組（内部留保資金の確保）

各施策の確実な実行により、将来に備えた内部留保資金を確保する。

【事業指標】・計画期間内に内部留保資金約8千万円の確保

5.2.3. 投資以外の経費に関する取組

① 修繕費に関する事項

計画的な維持管理を行い、突発的な修繕費用の発生を防止する。

【事業指標】・PFI事業の継続による管理

6. 事業計画と財政の見通し

前述した施策を実行し、下水道事業を持続可能なものとするために、下水道財政の中長期シミュレーションを実施した。

6.1. 下水道事業

6.1.1. 財政シミュレーションの条件

投資・財政計画を策定するための財政シミュレーションを実施した。

なお、嵐山町公共下水道事業は令和元年度まで法非適用であったため、シミュレーションは公営企業会計移行後の費目に振り分け、3 条収支は税抜処理を反映し作成した。また、令和元年度は打ち切り決算のため未収金を反映した。

1) 投資について

計画期間内に実施する事業として、主に以下の事業費を見込む。

(1) 新規汚水整備

新規整備予定区域の事業費は、「嵐山町生活排水処理施設整備構想」における事業計画を見込む。

- 4 条工事請負費

新規整備区域への管路建設費：54,300 千円/年（令和 7 年度まで）

(2) 下水道ストックマネジメント計画に基づく投資事業

下水道ストックマネジメント計画に基づく投資事業は以下を見込む。

- 3 条委託費

管路調査費：2,446 千円/年（毎年度）

- 4 条工事請負費

管路改築設計費：3,150 千円/年（毎年度）

管路改築工事費：63,000 千円/年（毎年度）

マンホールポンプ更新事業費：0～6,000 千円/年

(3) その他の投資事業

その他の投資事業は以下を見込む。

- 3 条委託費

使用料改定業務：8,000 千円/年（令和 4 年度）

ストックマネジメント実施方針策定業務（修繕・改築計画）

：14,000 千円/年（令和 4 年度）

- 4 条流域下水道建設負担金

過年度（平成 26 年度～令和元年度）平均値：24,794 千円/年

これらを見込んだ 10 年間の投資計画を表 6-1 に示す。

表 6-1 今後 10 年間の投資計画

(千円)

		生活排水処理施設整備構想 計画期間									
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
未整備地域への整備	4条	0	54,300	54,300	54,300	54,300	0	0	0	0	0
ストマネ改築・ 修繕事業	管路調査費	3条	0	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446
	管路改築設計	4条	0	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
	管路改築工事	4条	5,500	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000
	マンホールポンプ更新事業	4条	0	3,000	3,000	6,000	3,000	0	6,000	0	0
使用料改定業務	3条	0	8,000	0	0	0	0	0	0	0	
ストックマネジメント実施方針策定業務	3条	0	14,000	0	0	0	0	0	0	0	
3条委託費 合計	3条	0	24,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	2,446	
4条工事請負費 合計	4条	5,500	123,450	123,450	126,450	123,450	66,150	72,150	66,150	66,150	

※R3は予算値

2) 財源について

主な財源として、下水道使用料、企業債、一般会計繰入金、国庫補助金、受益者負担金を見込む。

(1) 下水道使用料

3.1.5 将来の事業環境で予測した使用料収入に基づく。

(2) 企業債

過年度の建設改良費に対する企業債の割合から算出した。

平成 21～平成 25 年度平均：建設改良費の 48.70%

ただし、内部留保資金が不足する年度は追加で起債する設定とした。

(3) 一般会計繰入金

令和元年度決算値をベースに、繰入金基準額の減少（臨時財政特例債等の打切りによる減少）を予測し、その減少分を見込んで算出した。

(4) 国庫補助金

過年度の建設改良費に対する国庫補助金の割合から算出した。

平成 21～平成 25 年度平均：建設改良費の 37.25%

(5) 受益者負担金

過年度の建設改良費に対する受益者負担金の割合から算出した。

平成 21～平成 25 年度平均：新規汚水整備にかかる建設改良費の 12.53%

3) 投資以外の経費について

投資以外の経費は、原則として平成 27 年度から令和元年度決算値までの 5 年間の平均値とした。個別に設定した費目は以下のとおり。

(1) 企業債償還費及び支払利息

過年度の借入条件を参考に返済期間 25 年（据置 5 年）、利率 0.4%として算定した。

(2) 減価償却費

その年に取得した資産の平均耐用年数より算出した。

(3) 流域下水道維持管理負担金

令和 2 年度予算値（税抜）を起点とし、3.1.5 将来の事業環境で予測した将来の有収

水量の増減率を乗じて算出した。

4) 内部留保資金について

内部留保資金とは、安定的に事業運営を行うため、日常の運転資金や災害等非常時に対応できる資金として、適切な額以上の内部留保資金を確保する必要がある。

内部留保資金の確保額については、統一的な基準が定められていない状況にある。そのため、下水道事業として確保すべき内部留保資金を以下の考え方で整理した。

内部留保資金確保目標額

$$= \text{運転資金 (減価償却費を除いた収益的支出 (1年分) + 企業債償還金 (1年分))}$$

※運転資金とは、平常時の事業運営において確保しておくべき資金である。

6.1.2. 財政シミュレーションの結果

1) 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しを図 6-1 に示す。

当年度純利益は 2022 (令和 4) 年度まで委託費の増加等により収益的支出が増加することから一時的に赤字が発生するものの、拡大工業地域の整備及び普及率の上昇により 2025 (令和 7) 年度まで使用料収入が増加する見通しであることから、その後は 2050 (令和 32) 年度まで黒字を維持する見通しである。

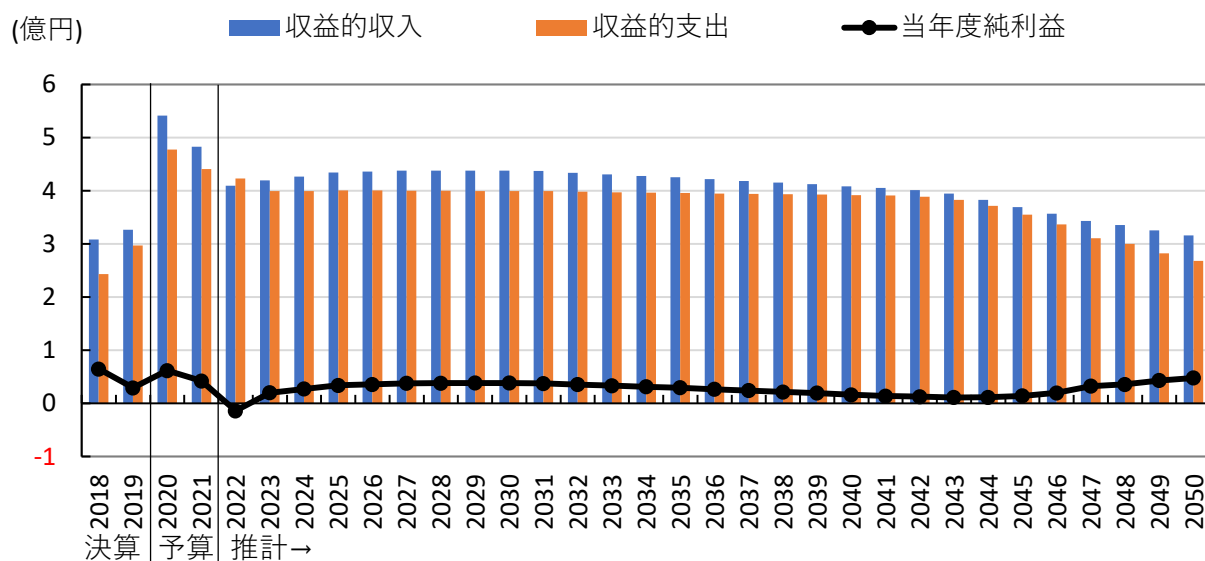


図 6-1 収益的収支の見通し

2) 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しを図 6-2 に示す。

投資事業の実施により建設改良費が発生することから、各年度で資本的収支不足額が発生するため、内部留保資金で補てんする必要がある。

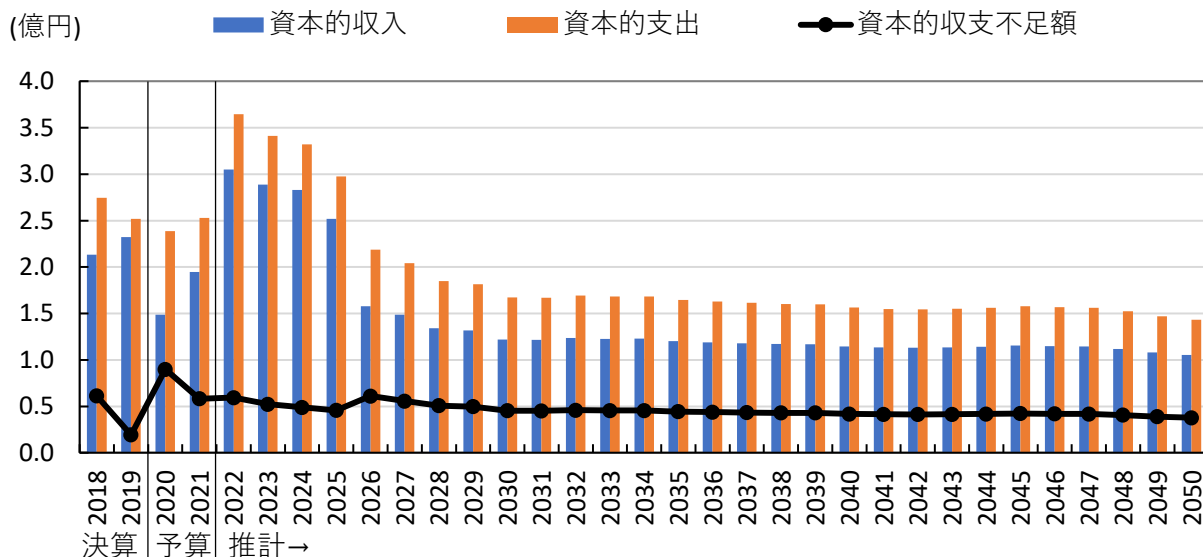


図 6-2 資本的収支の見通し

3) 建設改良費の見通し

建設改良費の見通しを図 6-3 に示す。

2025（令和 7）年度までは、新規整備事業により建設改良費が 1.5 億円程度発生する見通しである。その後は、老朽管路の更新事業が毎年 0.9 億円程度発生する見通しである。

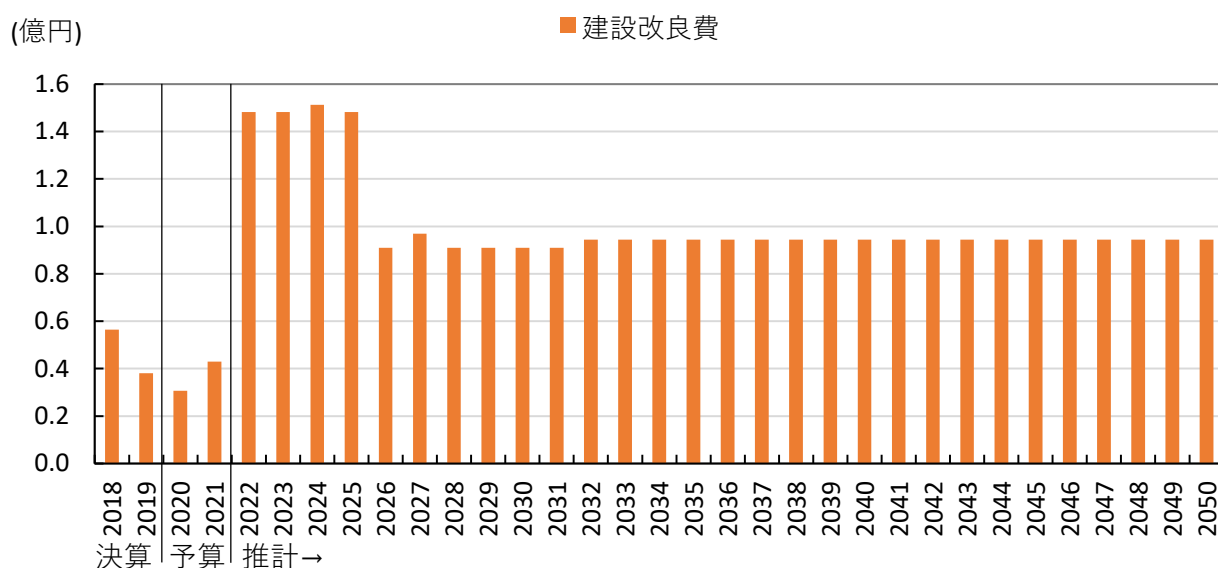


図 6-3 建設改良費の見通し

4) 企業債の見通し

企業債の見通しを図 6-4 に示す。

企業債残高は、新規の起債額は発生するものの、既存分の借入が減少していくため緩やかに減少する見通しである。

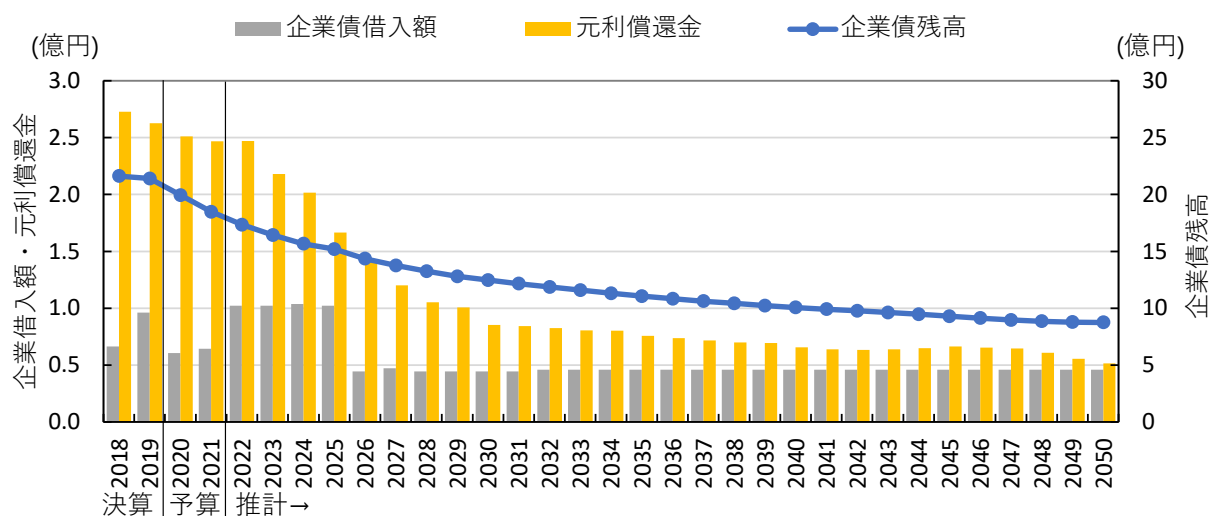


図 6-4 企業債の見通し

5) 内部留保資金の見通し

内部留保資金の見通しを図 6-5 に示す。

内部留保資金は、2026（令和 8）年度までは目標額に達しないものの、その後は減価償却費の積み上げにより 2050（令和 32）年度まで右肩上がりに増加する見通しである。

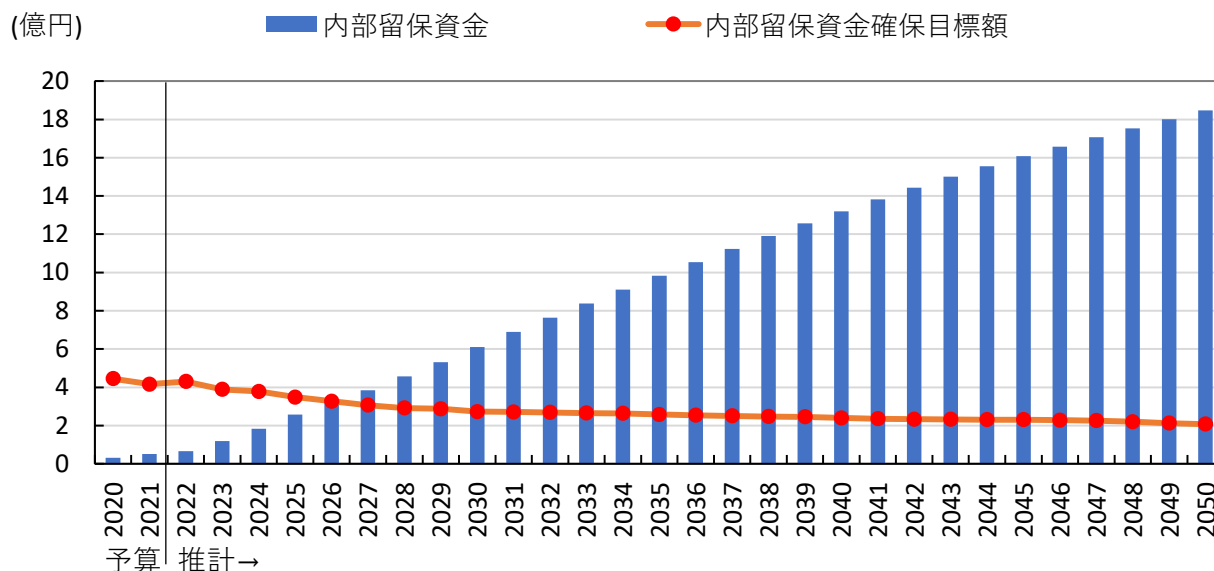


図 6-5 内部留保資金の見通し

6) 投資・財政計画（収支計画）

計画期間内の投資・財政計画を表 6-2 に示す。

6.2. 浄化槽事業

6.2.1. 財政シミュレーションの条件

投資・財政計画を策定するための財政シミュレーションを実施した。

なお、嵐山町浄化槽事業は令和元年度まで法非適用であったため、シミュレーションは公営企業会計移行後の費目に振り分け、3条収支は税抜処理を反映し作成した。また、令和元年度は打ち切り決算のため未収金を反映した。

1) 投資について

計画期間内に実施する事業として、主に以下の事業費を見込む。

(1) 浄化槽整備費

第6次嵐山町総合振興計画における合併処理浄化槽人口普及率を達成することを目標に新規設置事業費を見込む。

また、使用年数を30年とした場合の既設浄化槽の更新事業費を見込む。

これらを見込んだ10年間の投資計画を表6-3に示す。

表 6-3 今後 10 年間の投資計画

(千円)

		生活排水処理施設整備構想 計画期間									
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
浄化槽更新事業費	4条	0	12,960	9,504	10,368	12,960	4,320	6,048	12,960	10,368	12,096
浄化槽新規設置事業費	4条	35,776	15,552	16,416	14,688	14,688	0	0	0	0	0
4条固定資産購入費 合計	4条	35,776	28,512	25,920	25,056	27,648	4,320	6,048	12,960	10,368	12,096

※R3は予算値

2) 財源について

主な財源として、浄化槽使用料、企業債、一般会計繰入金、国庫補助金、受益者負担金を見込む。

(1) 浄化槽使用料

3.2.5 将来の事業環境で予測した使用料収入に基づく。

(2) 企業債

過年度の建設改良費に対する企業債の割合から算出した。

平成26～平成30年度平均：建設改良費の21.89%

ただし、料金改定ケースにおいては、内部留保資金が不足する年度に追加で起債する設定とした。

(3) 一般会計繰入金

過年度（平成26年度から令和元年度）の平均値より算出した。

(4) 国庫補助金

過年度の建設改良費に対する国庫補助金の割合から算出した。

平成26～平成30年度平均：建設改良費の30.41%

(5) 受益者負担金

過年度の建設改良費に対する受益者負担金の割合から算出した。

平成26～平成30年度平均：建設改良費の11.83%

3) 投資以外の経費について

投資以外の経費は、原則として平成 27 年度から令和元年度決算値までの 5 年間の平均値とした。個別に設定した費目は以下のとおり。

(1) 企業債償還費及び支払利息

過年度の借入条件を参考に返済期間 25 年 (据置 5 年)、利率 0.8% として算定した。

(2) 減価償却費

その年に取得した資産の平均耐用年数より算出した。

(3) 委託費

委託費は維持管理対象となる浄化槽基数によって変動することから、令和元年度における 1 基あたり平均委託費に将来の管理浄化槽基数を乗じて算出した。

4) 内部留保資金の確保額について

安定的に事業運営を行うため、日常の運転資金や災害等非常時に対応できる資金として、適切な額以上の内部留保資金を確保する必要がある。

内部留保資金の確保額については、統一的な基準が定められていない状況にある。そのため、浄化槽事業として確保すべき内部留保資金を以下の考え方で整理した。

内部留保資金確保目標額

= 運転資金 (減価償却費を除いた収益的支出 (1 年分) + 企業債償還金 (1 年分))

※運転資金とは、平常時の事業運営において確保しておくべき資金である。

6.2.2. 財政シミュレーションの結果（ケース 1 料金据え置き）

1) 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しを図 6-6 に示す。

維持管理費や減価償却費を使用料収入や一般会計繰入金等で賄いきれないため、当年度純利益は 2050（令和 32）年度まで赤字で推移する見通しである。赤字を解消するために、使用料の見直しを行う必要がある。

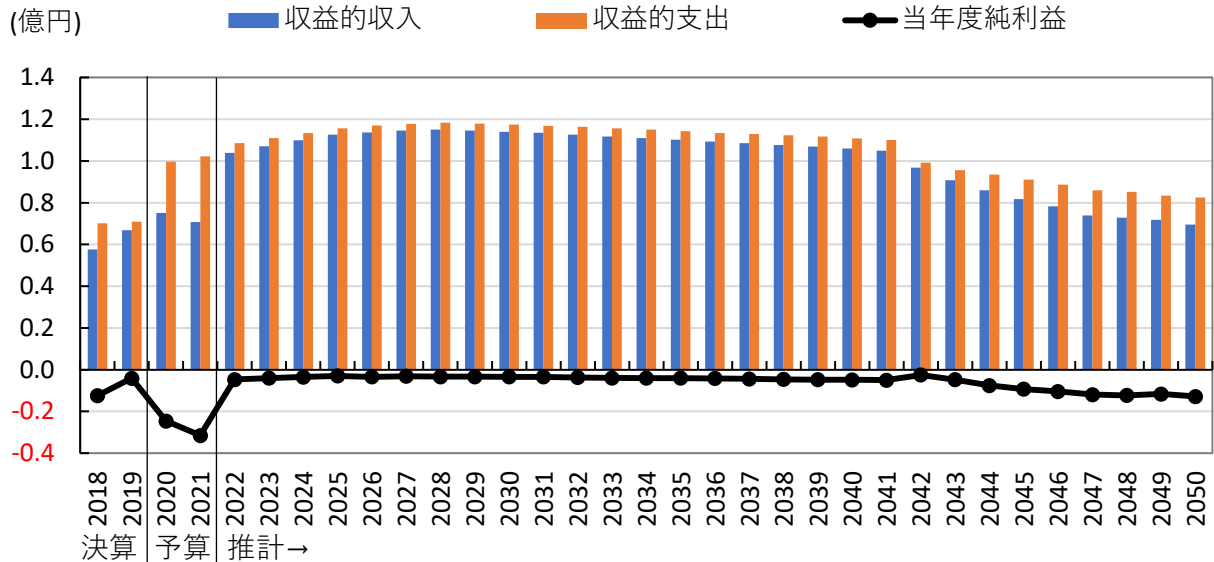


図 6-6 収益的収支の見通し（ケース 1 料金据え置き）

2) 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しを図 6-7 に示す。

投資事業の実施により建設改良費が発生することから、各年度で資本的収支不足額が発生するため、内部留保資金で補てんする必要がある。

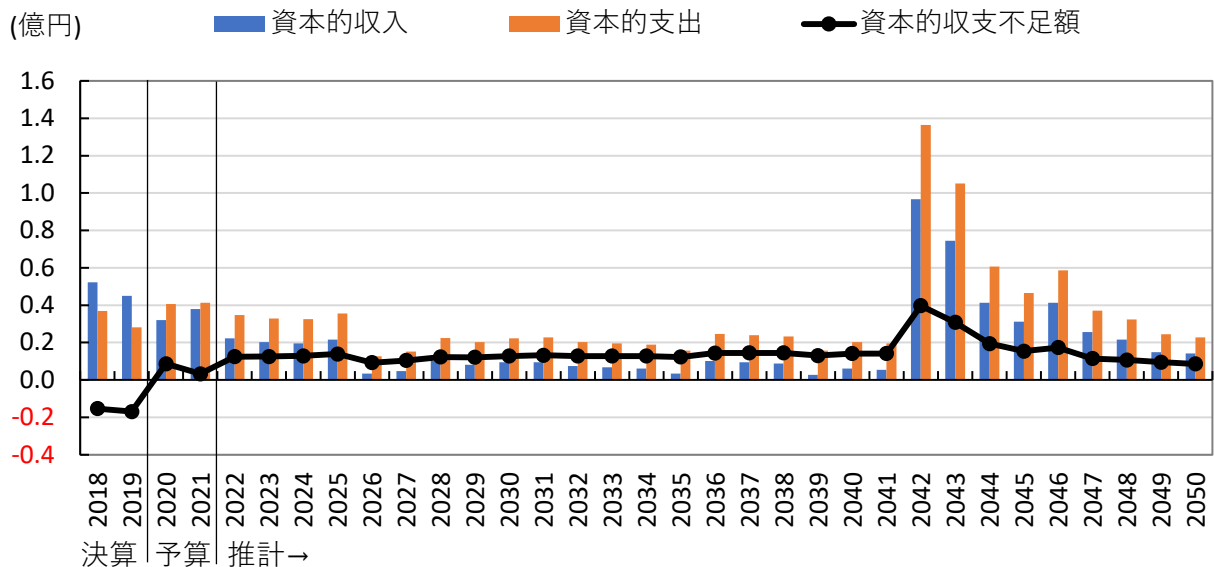


図 6-7 資本的収支の見通し（ケース 1 料金据え置き）

3) 建設改良費の見通し

建設改良費の見通しを図 6-8 に示す。

新規整備及び既設浄化槽の更新により毎年度建設改良費が発生する見通しである。なお、2042（令和 24）年度以降は事業開始当初に設置した浄化槽の更新時期であることから建設改良費は増加する見通しである。

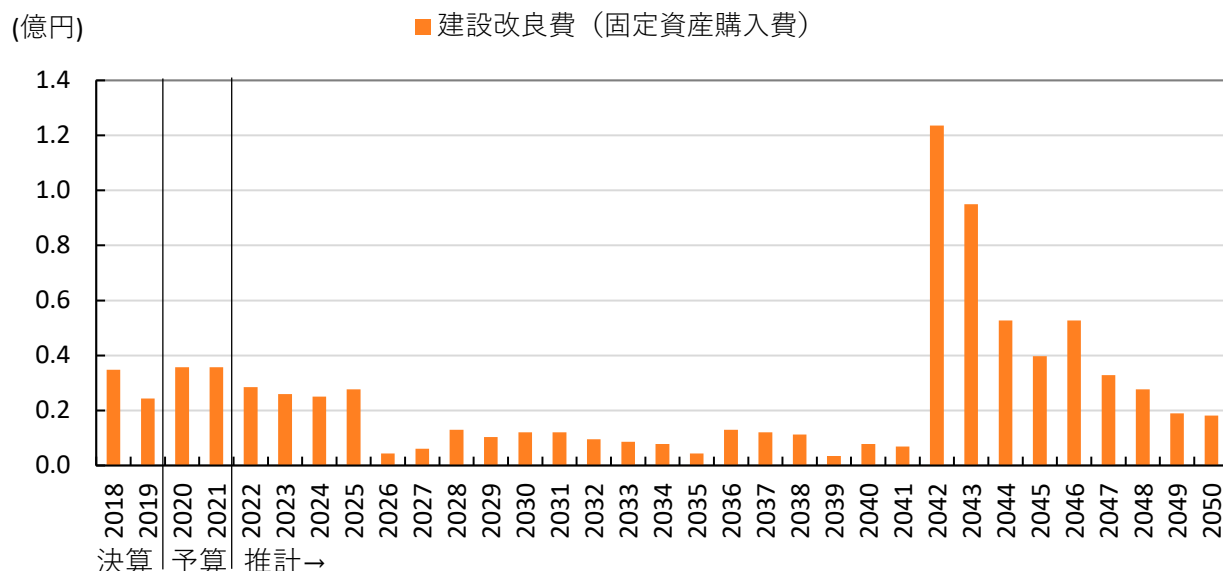


図 6-8 建設改良費の見通し（ケース 1 料金据え置き）

4) 企業債の見通し

企業債の見通しを図 6-9 に示す。

企業債残高は、新規の起債額は発生するものの、既存分の借入が減少していくため 2041（令和 23）年度までは緩やかに減少する見通しである。その後は建設改良費が増加するため、企業債残高も増加する見通しである。

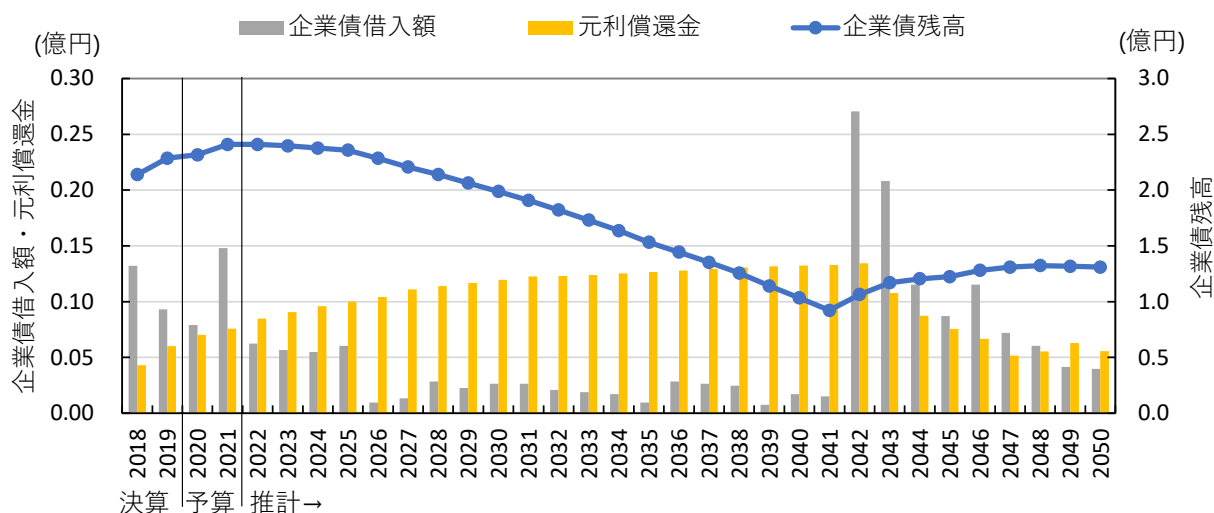


図 6-9 企業債の見通し（ケース 1 料金据え置き）

5) 内部留保資金の見通し

内部留保資金の見通しを図 6-10 に示す。

内部留保資金は 2050（令和 32）年度まで一貫して不足する見通しである。

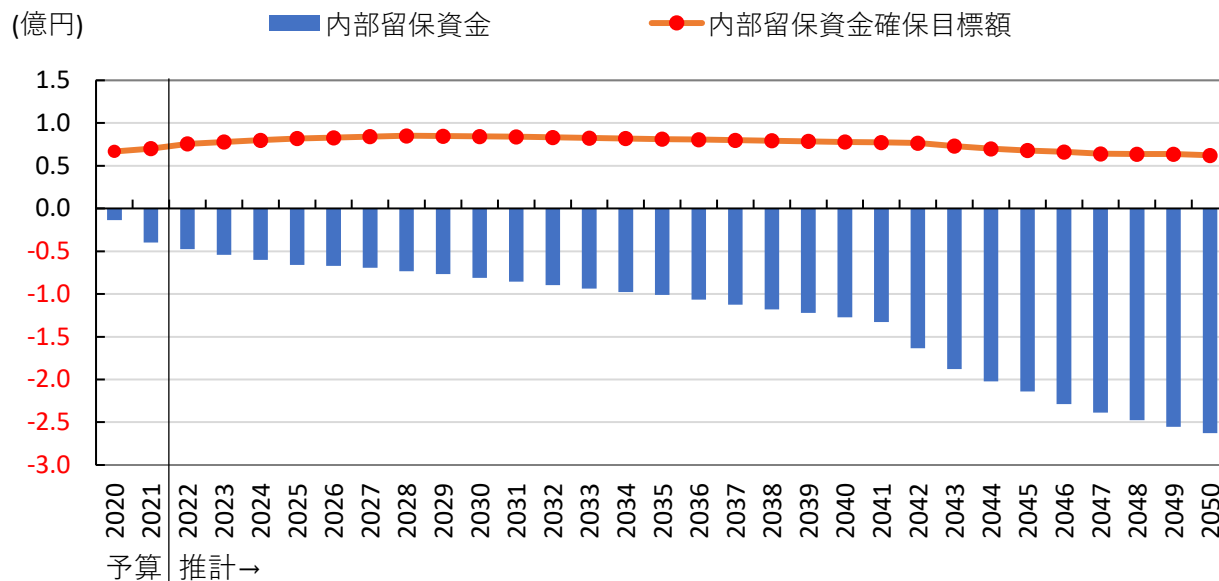


図 6-10 内部留保資金の見通し（ケース 1 料金据え置き）

6) 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画を表 6-4 に示す。

6.2.3. 財政シミュレーションの結果（ケース 2 料金改定）

ケース 1 では、維持管理費や減価償却費を使用料収入や一般会計繰入金等で賄いきれないため、収益的収支において毎年度赤字が発生する見通しとなった。これを踏まえ、赤字を解消するために料金改定ケースを設定した。

1) 料金改定率

料金改定率の設定を図 6-11 に示す。

計画期間である 10 年間の間に赤字を解消するため、2022（令和 4）年度と 2027（令和 9）年度にそれぞれ 20%の料金改定をする想定とした。

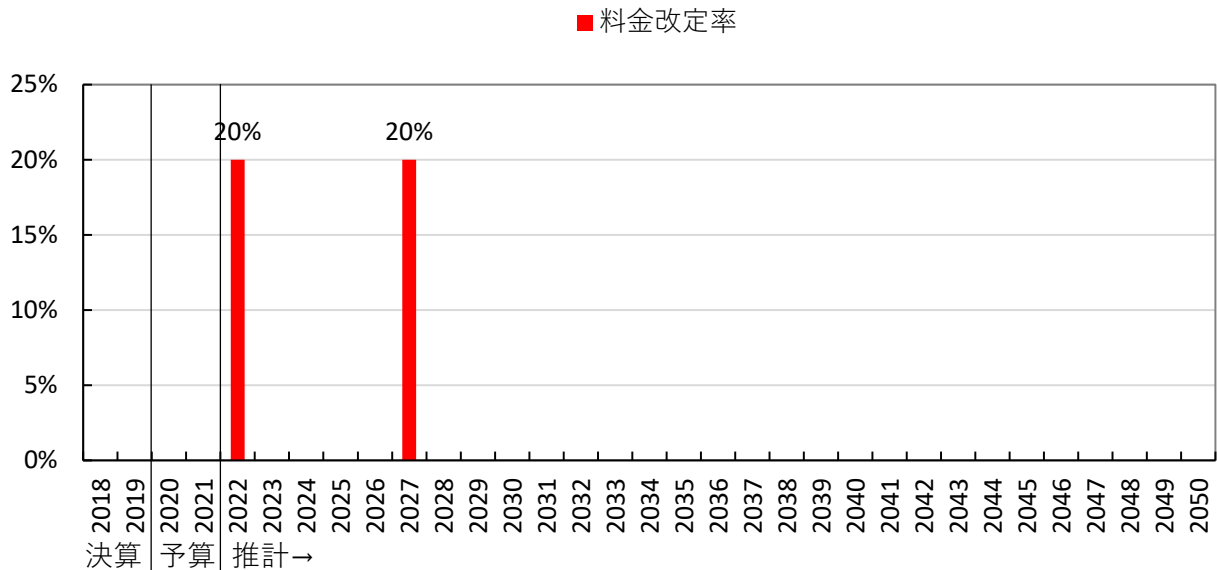


図 6-11 料金改定率の設定（ケース 2 料金改定）

2) 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しを図 6-12 に示す。

2022（令和 4）年度と 2027（令和 9）年度にそれぞれ 20%の料金改定を行った結果、2022（令和 4）年度以降 2049（令和 31）年度まで赤字が解消する見通しである。

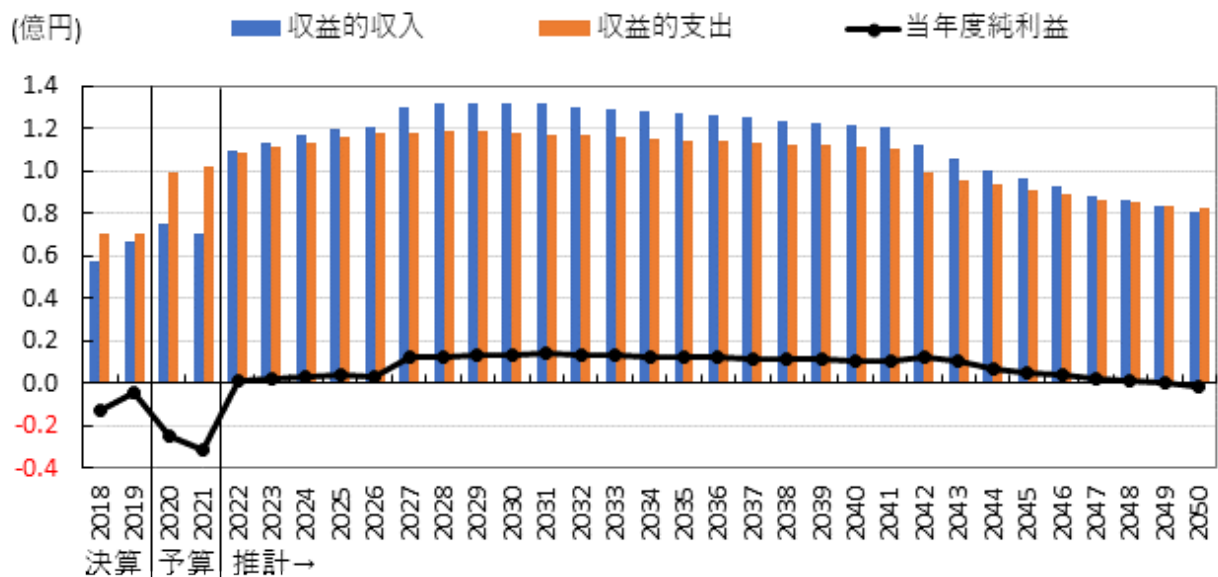


図 6-12 収益的収支の見通し（ケース 2 料金改定）

3) 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しを図 6-13 に示す。

2025（令和 7）年度まで企業債借入れを増やすため、資本的収支に不足は生じない見通しであるが、2026（令和 8）年度以降は資本的収支不足額が発生するため、内部留保資金で補てんする必要がある。

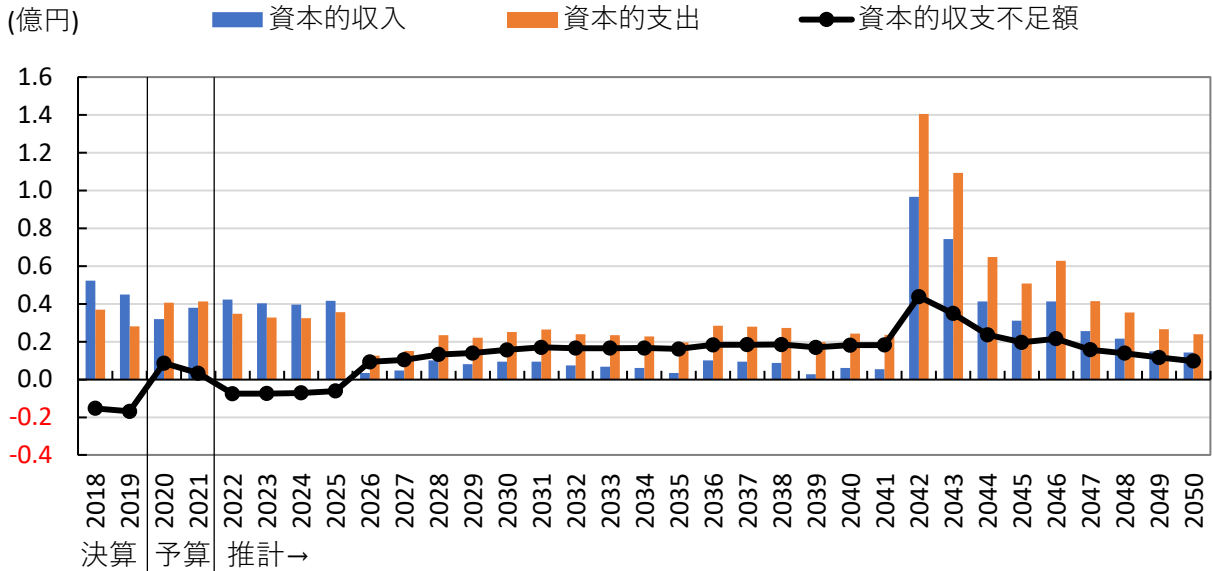


図 6-13 資本的収支の見通し（ケース 2 料金改定）

4) 企業債の見通し

企業債の見通しを図 6-14 に示す。

企業債残高は、内部留保資金の不足額を補てんするために借入額を増やすため、2025（令和 7）年度まで増加するものの、その後は緩やかに減少する見通しである。

2042（令和 24）年度以降は建設改良費が増加するため、企業債残高はやや増加する見通しである。

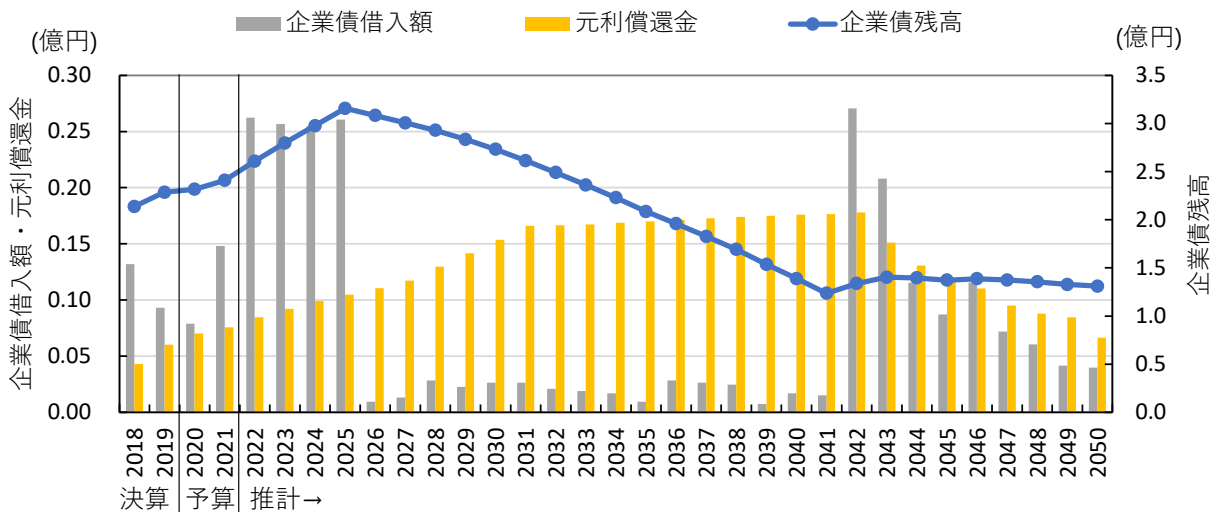


図 6-14 企業債の見通し（ケース 2 料金改定）

5) 内部留保資金の見通し

内部留保資金の見通しを図 6-15 に示す。

内部留保資金は 2029 (令和 11) 年度までは目標額に達しないものの、その後は減価償却費の積み上げにより 2041 (令和 23) 年度まで右肩上がりに増加する見通しである。2042 (令和 24) 年度以降、建設改良費の増加により内部留保資金は減少するものの、2050 (令和 32) 年度まで目標額を確保できる見通しである。

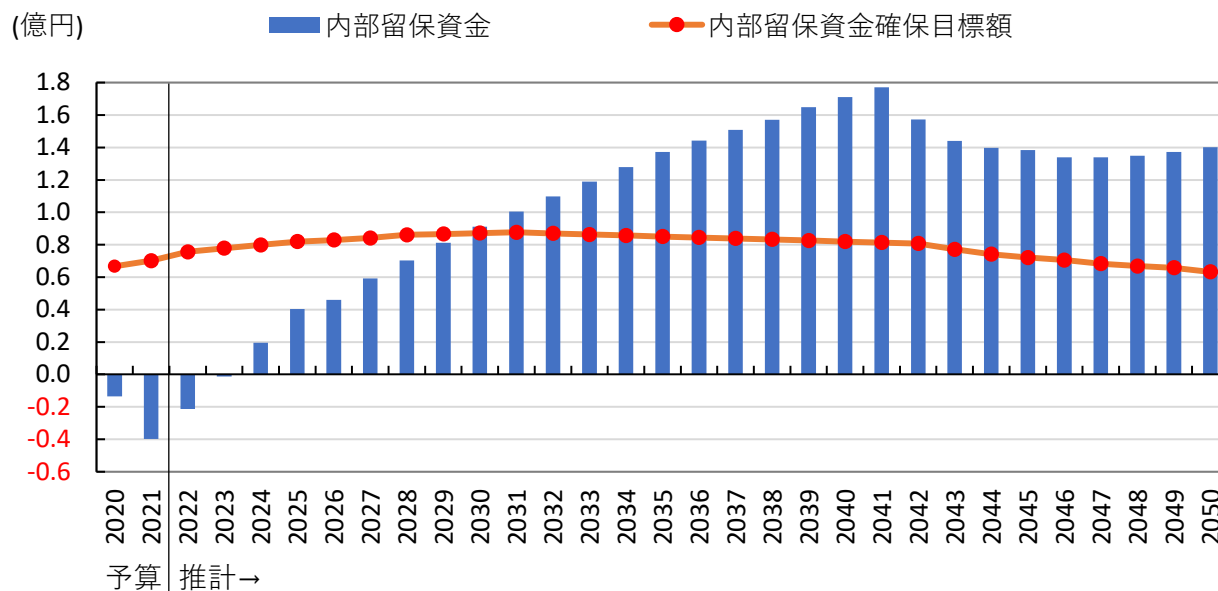


図 6-15 内部留保資金の見通し (ケース 2 料金改定)

6) 投資・財政計画 (収支計画) (ケース 2 料金改定)

投資・財政計画を表 6-5 に示す。

7. フォローアップ体制

7.1. 経費回収率向上に向けたロードマップ

嵐山町では、経費回収率の向上に向けた取り組みとして、表 7-1、表 7-2 に示すロードマップに基づき施策を推進していく。

表 7-1 経費回収率向上に向けたロードマップ（下水道事業）

基本方針	見直し年度										目標年度
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
下水道施設の適正な管理											
① 下水道ストックマネジメント計画の運用	ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施										
② 不明水対策	ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施										
③ 広域化・共同化・最適化の検討				構想の 見直し							
下水道事業経営の安定性の確保											
① 適正な使用料の検討	適正な使用料の 検討			適正な使用料の 検討				適正な使用料の 検討			
② 戸別通知等の実施	戸別通知実施の継続										
その他											
① 災害対応	下水道BCPの毎年度の更新										
投資・財源の目標											
汚水処理人口普及率の向上	68.3%				70.0%						72.5%
経費回収率の向上	100%以上を維持										

表 7-2 経費回収率向上に向けたロードマップ（浄化槽事業）

基本方針	見直し年度										目標年度
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
浄化槽の適正な管理											
① PFI事業との連携	PFI事業の継続による管理										
② 広域化・共同化・最適化の検討				構想の 見直し							
浄化槽事業経営の安定性の確保											
① 適正な使用料の検討	適正な使用料の 検討			適正な使用料の 検討				適正な使用料の 検討			
② 浄化槽整備の継続と広報活動の拡充	町広報紙への情報掲載										
投資・財源の目標											
汚水処理人口普及率の向上	11.6%				14.2%						14.7%
経費回収率の向上	料金改定による経費回収率の向上										

7.2. 進捗管理と見直し

本経営戦略は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の計画期間としている。この間、経営戦略の進捗管理として、施策ごとに事業評価（実施内容、進捗状況、施策の達成度の確認）を毎年行う。

また、事業評価による当初計画との乖離や新たな課題の発生状況、地震対策や下水道ストックマネジメント計画などの新たな計画や見直しを踏まえて、概ね 5 年毎に経営戦略の総合評価を実施し、必要に応じて経営戦略の改定を行う。

事業評価にあたっては、計画策定（Plan）→事業の実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の PDCA サイクルを実施し、基本目標の具現化に向けたフォローアップ体制を構築する。

また、経営状況については経営指標の推移と他事業体との比較分析の結果を「経営比較分析表」で公表し、利用者に情報公開をするとともに、事業運営の改善に役立つ。

表 7-3 PDCA サイクル

